

第2期陸別町 子ども・子育て支援事業計画



目 次

| | |
|---------------------------------------|-------------------------------|
| 第1章 計画策定の趣旨 | 1 |
| 1. 計画策定の背景と目的 | 1 |
| 2. 計画の位置づけ | 2 |
| 3. 計画の期間 | 3 |
| 4. 計画の策定体制と策定の経緯 | 3 |
| 第2章 陸別町の子ども・子育て家庭を取り巻く状況 | 4 |
| 1. 就学前児童を取り巻く環境 | 4 |
| 2. 教育・保育施設の利用状況 | 6 |
| 3. ニーズ調査からみた子育て家庭の状況 | 7 |
| 4. 子ども・子育て支援の課題 | 25 |
| 第3章 基本的な考え方 | 26 |
| 1. 計画の基本理念 | 26 |
| 2. 計画の基本的な視点 | 27 |
| 3. 計画の体系 | 28 |
| 第4章 子ども・子育て支援の取組、事業 | 29 |
| 1. 子ども・子育て支援の取組における基本目標 | 29 |
| 第5章 教育・保育提供区域の設定 | 31 |
| 1. 教育・保育提供区域の考え方 | 31 |
| 2. 教育・保育提供区域の設定 | 31 |
| 第6章 教育・保育施設の充実 | 33 |
| 1. 量の見込の算出方法 | 33 |
| 2. 幼児期の教育・保育の量の見込と提供体制 | 34 |
| 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と提供体制 | 37 |
| 第7章 分野別施策の展開 | 43 |
| 基本目標1 地域における子育ての支援 | 43 |
| 基本目標2 母と子の健康の確保 | 44 |
| 基本目標3 子どもの教育環境の整備 | 44 |
| 基本目標4 子どもの安全の確保 | 45 |
| 基本目標5 支援を必要とする家庭への取組 | 45 |
| 第8章 計画の推進に向けて | 47 |
| 1. 計画の推進 | 47 |
| 2. 計画の進行管理 | 47 |
| 資料編 | エラー! ブックマークが定義されていません。 |
| 陸別町子ども・子育て支援会議委員名簿 | エラー! ブックマークが定義されていません。 |

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的

陸別町は、平成22（2010）年度に次世代育成支援対策推進法に基づく「陸別町次世代育成支援地域行動計画（後期計画：平成22年度～平成26年度）」を策定し、母子の健康保持と子どもの健やかな成長への支援、子育て家庭への支援、子育てと仕事の両立支援、子どもと子育てにやさしい環境づくり、子育て情報の周知など、本町に即した子育て支援施策を推進してきました。また、平成22（2010）年度に策定した町の上位計画「第5期陸別町総合計画」では、「笑顔あふれる幸せづくり」として、「地域における子育て支援の充実」を主要施策として掲げています。

一方、我が国においては、急速な少子化の進行が、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢や就労環境の変化等、少子化が進行している要因は様々であり、核家族化や地域での人間関係の希薄化などによって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。そして、平成24（2012）年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成27（2015）年度から実施し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質の向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。さらに、「子ども・子育て関連3法」の一つである「子ども・子育て支援法」を平成28（2016）年4月、令和元（2019）年10月に改正し、子ども・子育て支援の提供体制の一層の充実を図っています。

その後、「子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行等が行われ、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や、3歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化といった施策を進めています。

本町においては、「陸別町次世代育成支援地域行動計画（後期計画：平成22年度～平成26年度）」の方向性を継承しながら、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえた「陸別町子ども・子育て支援事業計画」を平成26（2014）年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできましたが、「陸別町子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、本町の最上位計画である「第6期陸別町総合計画」等との整合を図りながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和2（2020）年度を初年度とする「第2期陸別町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

【「子ども・子育て支援法」から抜粋】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定に当たっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」を踏まえています。また、この計画は、以下の内容を内包した本町の子育て支援に関する総合的な計画とします。

○次世代育成支援行動計画

国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画として策定

○母子保健計画

厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」の趣旨を盛り込んだ計画として策定

○子どもの貧困対策

国の子どもの貧困対策推進法や子どもの貧困対策に関する大綱の制定を踏まえ、本町の子どもへの貧困対策に関する趣旨を盛り込んだ計画として策定

(2) 他の計画との関係

本計画は、「第6期陸別町総合計画」を上位計画とし、本町における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

また、町の関連個別計画との連携や整合をとった計画として策定するものです。

3. 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和2（2020）年度～令和6（2024）年度の5年間に計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

（年度）

| H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | H31 R 1 (2019) | R 2 (2020) | R 3 (2021) | R 4 (2022) | R 5 (2023) | R 6 (2024) |
|------------------|---------------|---------------|---------------|----------------------|---------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | | | | | | | | |
| 陸別町子ども・子育て支援事業計画 | | | | | | | | | |
| | | | | | 第2期陸別町子ども・子育て支援事業計画 | | | | |

4. 計画の策定体制と策定の経緯

[アンケート調査の実施]

本計画の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、就学前児童の保護者及び小学生の保護者に対し、「子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を平成30（2018）年12月に実施しました。

[子ども・子育て会議の開催]

本計画の策定に当たっては、関係者及び町民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や町民の代表等により構成される「陸別町子ども・子育て支援会議」を開催し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

[パブリックコメントの実施]

本計画について、町民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

意見募集：令和2年2月10日～令和2年3月9日

郵送・持参、ファクシミリ、電子メールにて受付

結 果：意見なし

第2章 陸別町の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

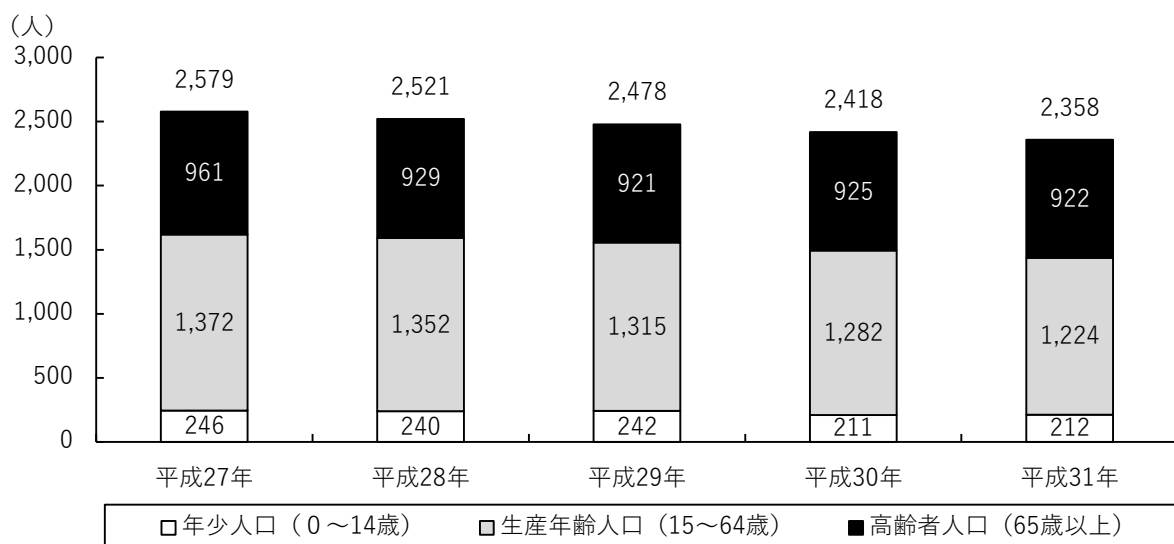
1. 就学前児童を取り巻く環境

近年、出生率の低下に伴い就学前人口の減少、更には総人口の減少と少子高齢化が進展しています。また、世帯構成は、核家族が増加しており、子どもを取り巻く家庭の環境、地域の環境が大きく変わっていることが考えられます。

(1) 人口の現状

本町の総人口は、年々減少し、平成31年で2,358人となっています。年齢別に平成27年と平成31年を比較してみると、65歳以上が-39人、15歳以上64歳未満が-148人、0歳から14歳までが-34人となっています。

■陸別町の人口の推移■



| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0~14歳 | 246 | 240 | 242 | 211 | 212 |
| 15~64歳 | 1,372 | 1,352 | 1,315 | 1,282 | 1,224 |
| 65歳以上 | 961 | 929 | 921 | 925 | 922 |
| 計 | 2,579 | 2,521 | 2,478 | 2,418 | 2,358 |

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

(2) 人口動態

近年の人口動態をみると、出生は年間平均 13 人程度、死亡は年間平均 37 人程度で推移しており、自然動態、社会動態のいずれも減少が続いています。

また、婚姻は5年間の平均で7組、離婚は平均4組になっています。

■人口動態の推移■

| | 人口 | | | | | | | 婚姻 (組) | 離婚 (組) |
|---------|------|----|----------|------|-----|----------|----------|-----------|-----------|
| | 自然動態 | | | 社会動態 | | | 人口 増減 | | |
| | 出生 | 死亡 | 自然 増減 | 転入 | 転出 | 社会 増減 | | | |
| 平成 26 年 | 18 | 31 | -13 | 120 | 121 | -1 | -14 | 4 | 4 |
| 平成 27 年 | 10 | 42 | -32 | 112 | 133 | -21 | -53 | 10 | 3 |
| 平成 28 年 | 13 | 37 | -24 | 89 | 106 | -17 | -41 | 5 | 3 |
| 平成 29 年 | 6 | 32 | -26 | 112 | 145 | -33 | -59 | 11 | 8 |
| 平成 30 年 | 16 | 41 | -25 | 82 | 118 | -36 | -61 | 6 | 1 |

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

(3) 世帯類型

平成 27 年の世帯類型別の世帯数は、核家族が 578 世帯（約 51%）を占め、核家族化率は、約 51%から約 57%で推移しています。

また、3世代世帯は、平成 17 年と比較して 37 世帯減少しています。

■世帯類型等の推移■

| | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|---------------|---------|---------|---------|
| 単独世帯 | 392 | 361 | 454 |
| 核家族世帯 | 704 | 635 | 578 |
| 夫婦のみの世帯 | 432 | 378 | 316 |
| 夫婦と子どものみの世帯 | 213 | 201 | 198 |
| ひとり親と子どものみの世帯 | 59 | 56 | 64 |
| 3 世代世帯（再掲） | 77 | 49 | 40 |
| その他の世帯 | 149 | 139 | 96 |
| 合計 | 1,245 | 1,135 | 1,128 |

資料：国勢調査

2. 教育・保育施設の利用状況

ここでは、就学前の保育施設及び学童保育所の状況について、整理します。

(1) 就学前子どもの保育施設の利用状況

本町には、へき地保育所が1か所あり、42人（平成31年4月1日現在）の就学前児童の保育を実施しています。

■へき地保育所の利用状況■

| 名 称 | 2 歳児 | 3 歳児 | 4 歳児 | 5 歳児 | 合計 |
|-------|------|------|------|------|-----|
| 陸別保育所 | 4人 | 15人 | 16人 | 7人 | 42人 |

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）の利用状況

学童保育所は、陸別小学校施設内を活用し、放課後における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習の場として、平成31年度現在37人（登録者）の児童が利用しています。

■放課後児童健全育成事業（学童保育所）の利用状況■

| 名 称 | 1 年生 | 2 年生 | 3 年生 | 4 年生 | 5 年生 | 6 年生 | 合計 |
|-------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 学童保育所 | 11人 | 12人 | 10人 | 2人 | 2人 | 0人 | 37人 |



3. ニーズ調査からみた子育て家庭の状況

(1) 調査の概要

本計画の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

①就学前児童

○調査対象：陸別町在住の就学前児童がいる家庭の保護者 78 世帯

○調査期間：平成 30 年 12 月 5 日～平成 30 年 12 月 21 日

○調査方法：郵送配布・回収

○配布・回収：

| 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|------|------|-------|
| 78 票 | 48 票 | 61.5% |

②小学校児童

○調査対象：陸別町在住の小学生がいる家庭の保護者 103 世帯

○調査期間：平成 30 年 12 月 5 日～平成 30 年 12 月 21 日

○調査方法：郵送配布・回収

○配布・回収：

| 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|-------|------|-------|
| 103 票 | 59 票 | 57.3% |

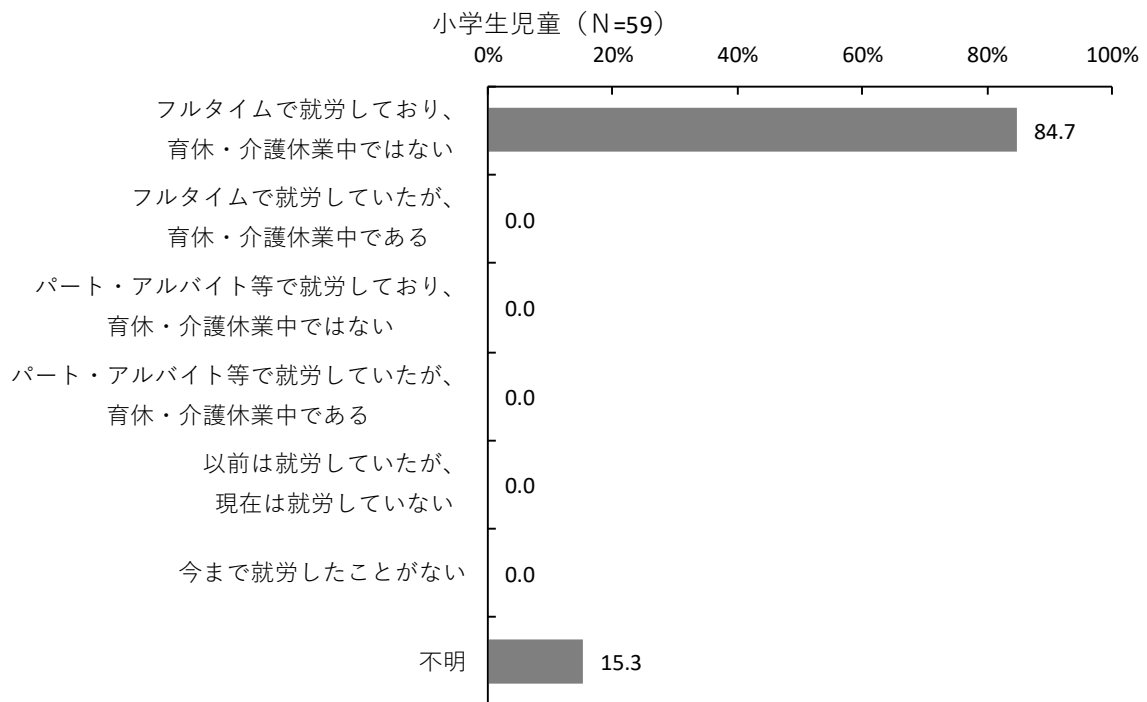
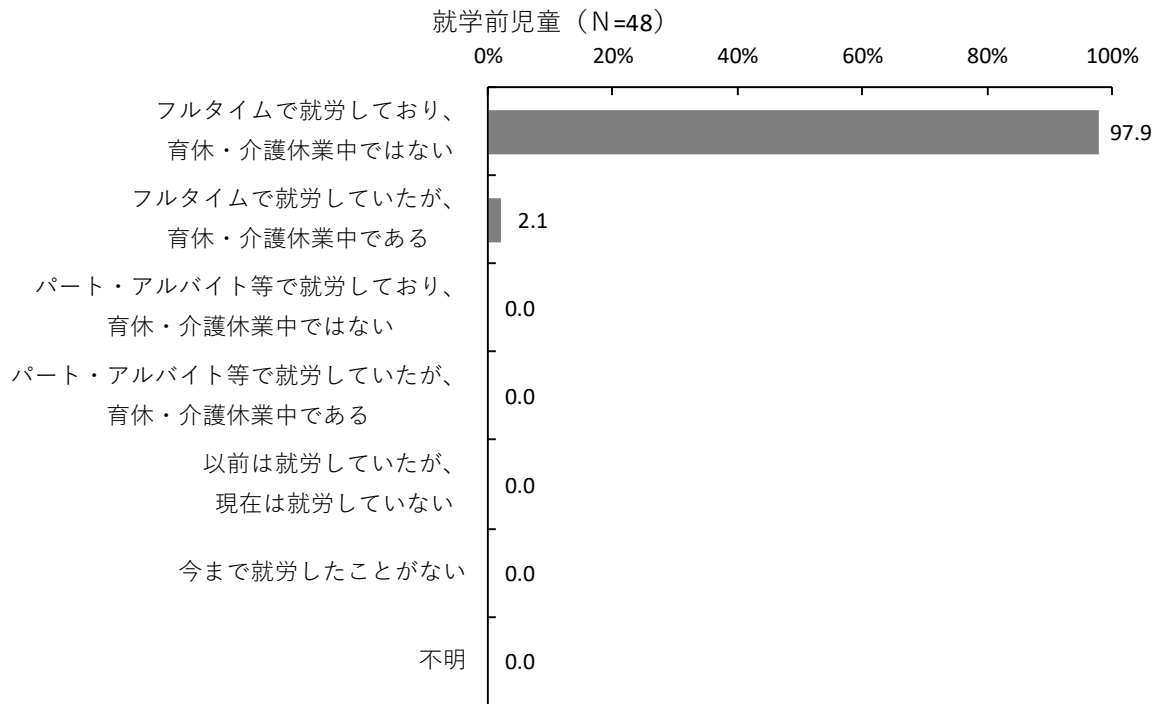
(2) 調査結果 (抜粋)

① 保護者の就労状況

○ 父親の就労状況

就学前児童及び小学生児童の父親の就労状況は、いずれも「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が最も高くなっています。

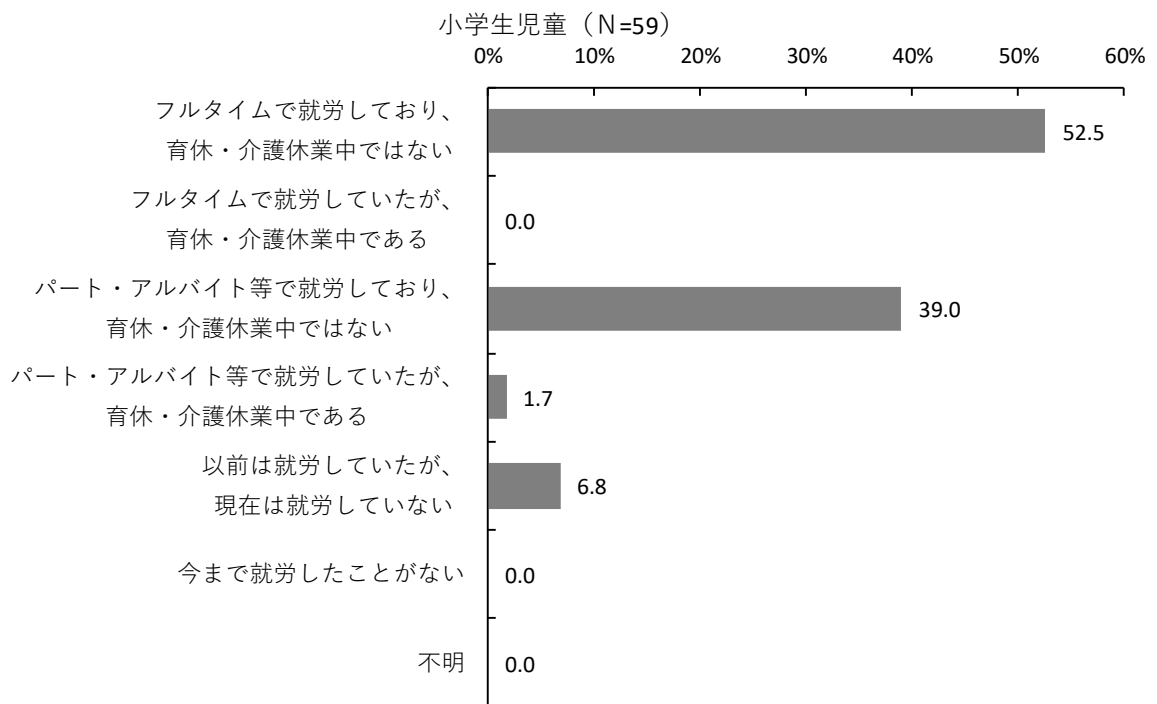
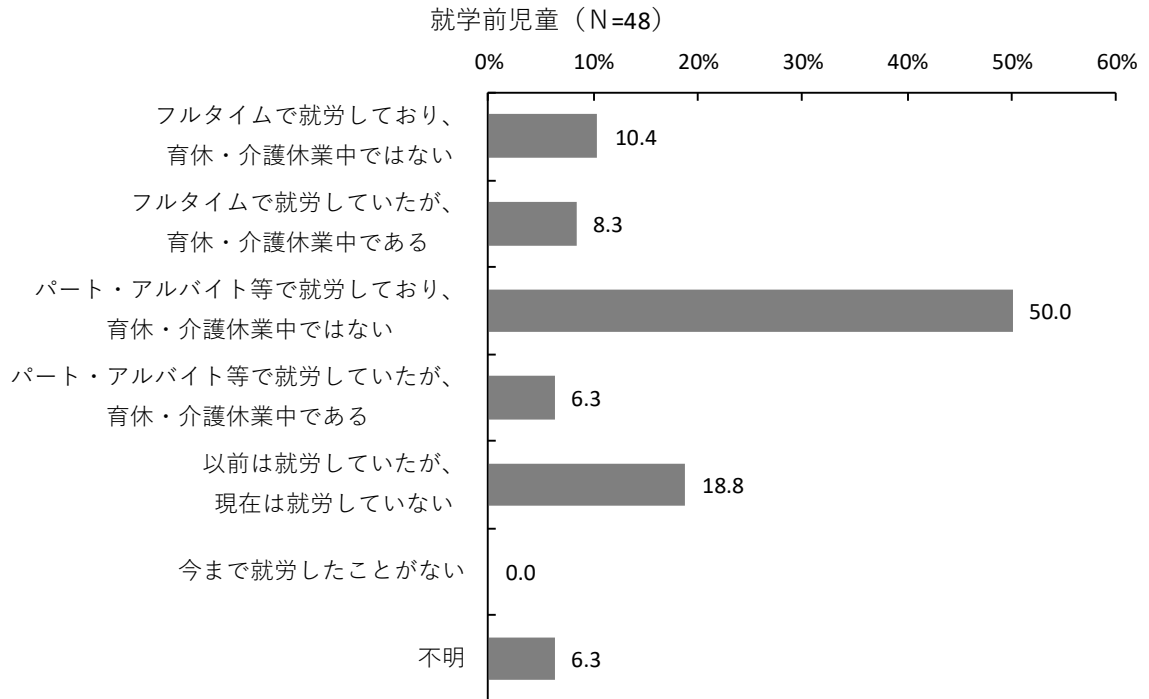
■ 父親の就労状況 ■



○母親の就労状況

母親の就労状況は、就学前児童では「パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない」が最も高くなっていますが、小学生児童では「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が最も高くなっています。

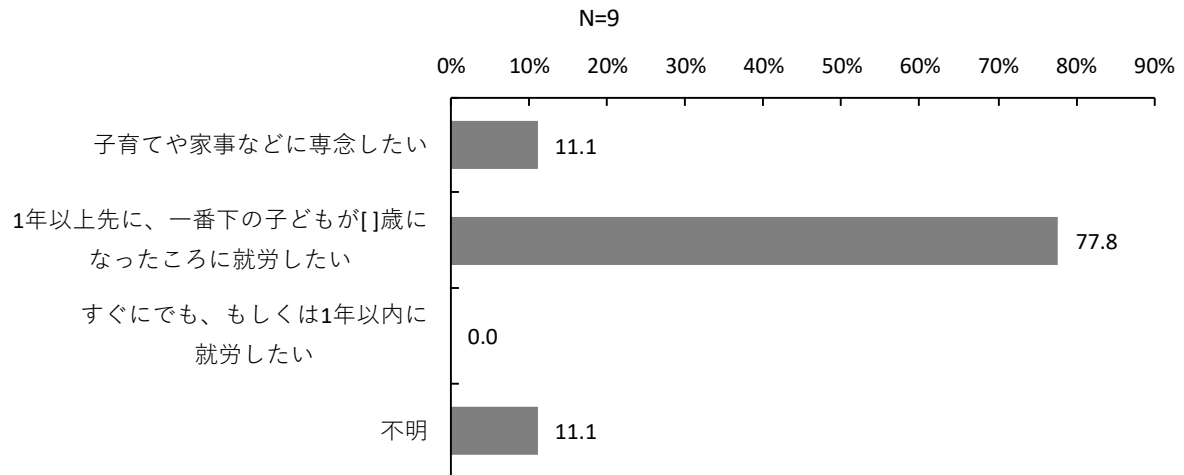
■母親の就労状況■



○就学前児童の現在就労していない母親の今後の就労希望

就学前児童の現在就労していない母親の就労希望は、「1年以上先に、一番下の子どもが成長後に就労したい」が77.8%で最も多く、「子育てや家事などに専念したい」が11.1%となっています。また、「1年以上先に、一番下の子どもが成長後に就労したい」と回答した方の一番下の子どもの年齢は、「2～3歳」が71.4%で最も多く、次いで「12歳～13歳」は14.3%となっています。

■就学前児童の現在就労していない母親の今後の就労希望■

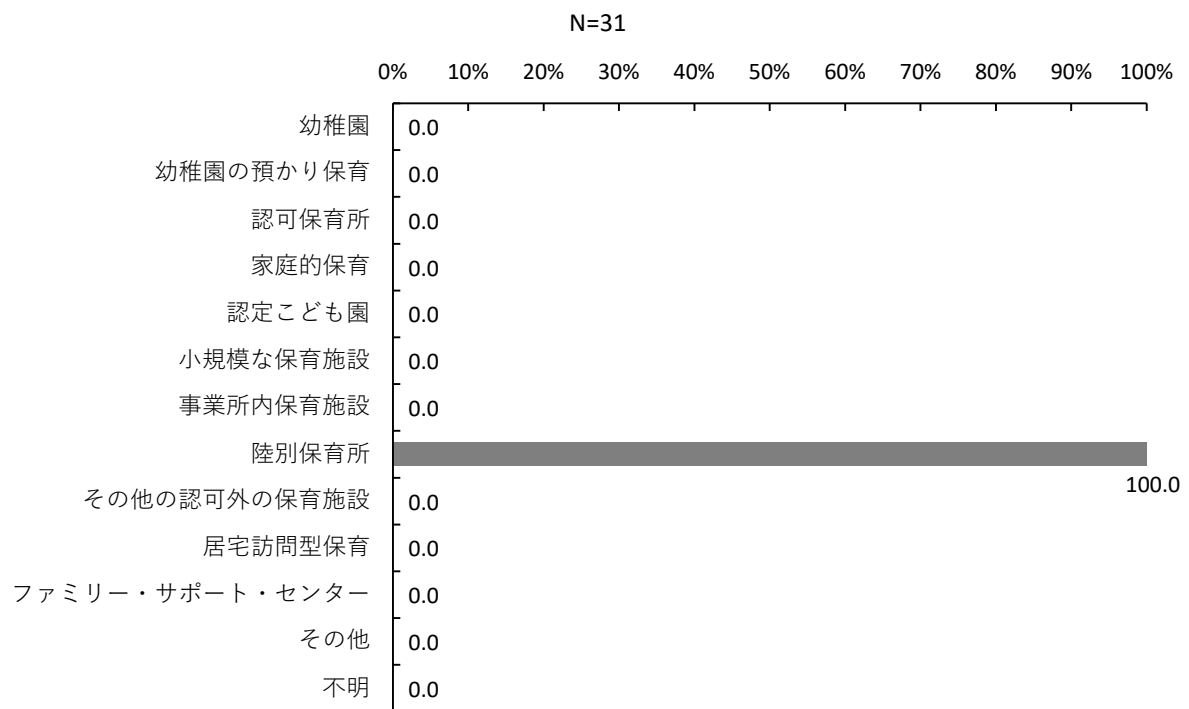
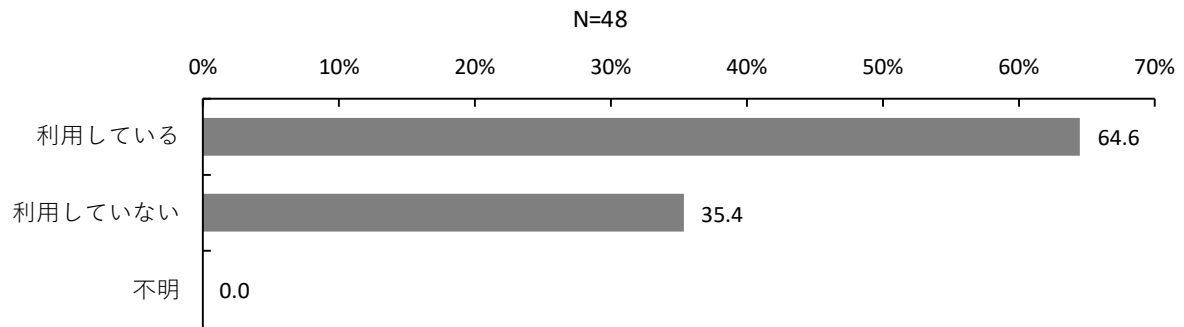


②教育・保育事業の利用について

○平日の定期的な教育・保育事業（保育所など）の利用状況

「利用している」が64.6%、「利用していない」が35.4%となっています。

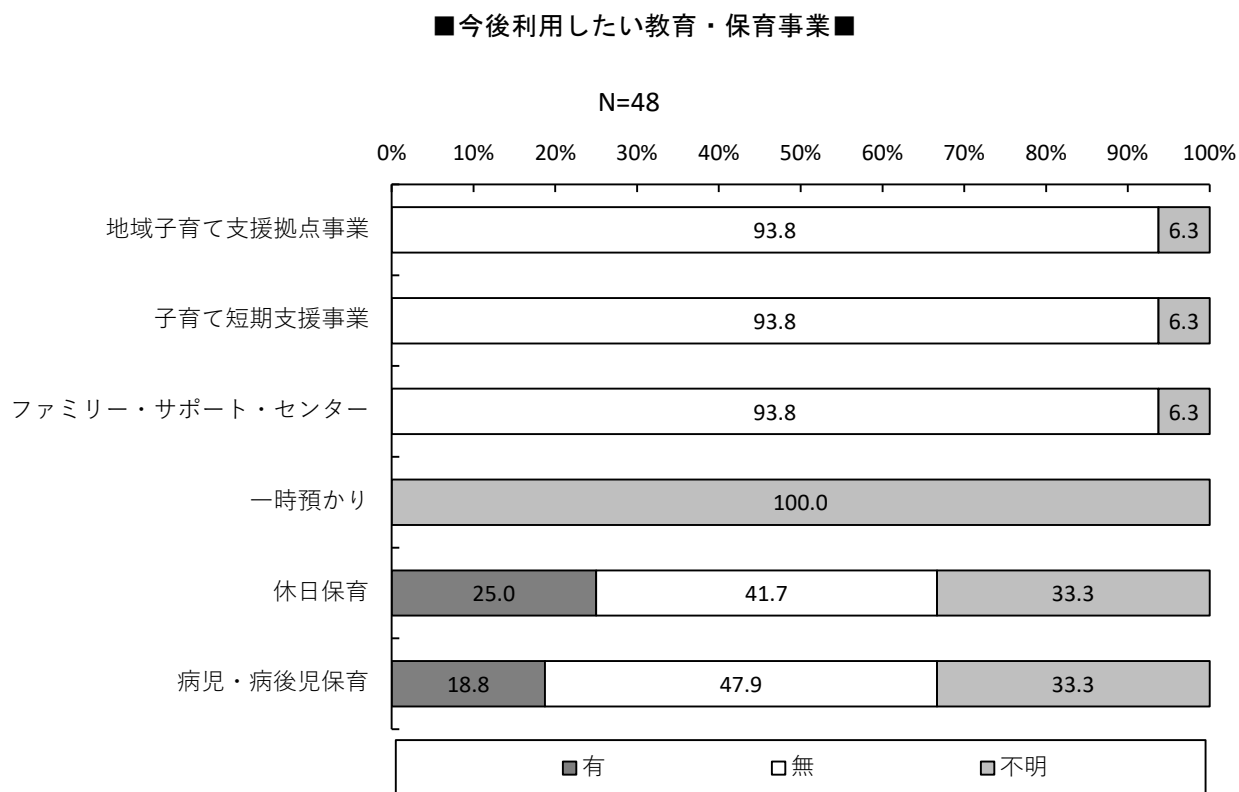
■平日の定期的な教育・保育事業（保育所など）の利用状況■



○今後利用したい教育・保育事業

今後の利用希望は、「休日保育」が25.0%、「病児・病後児保育」が18.8%となっています。

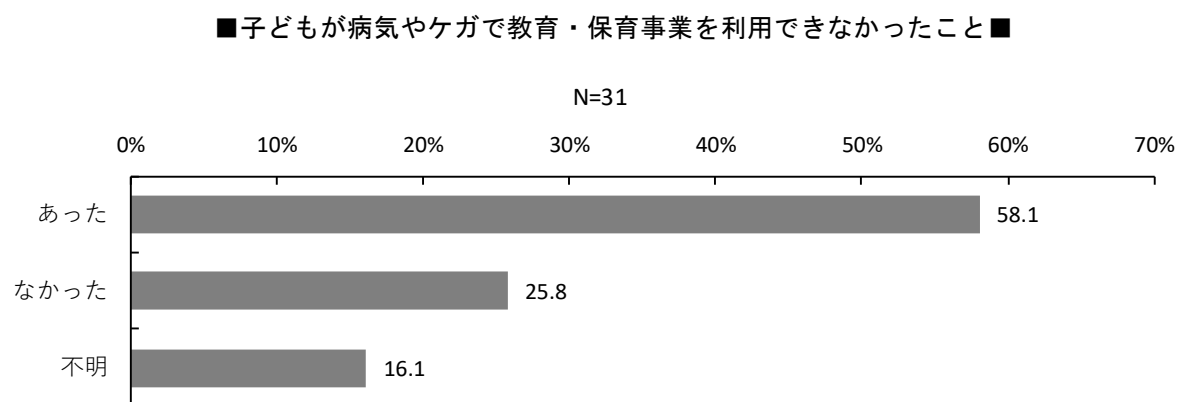
今後の実施場所は、陸別町内が「休日保育」「病児・病後児保育」共に100.0%を占めています。



③子どもが病気やケガの時の対応について

○子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったこと

「あった」が58.1%、「なかった」が25.8%となっています。

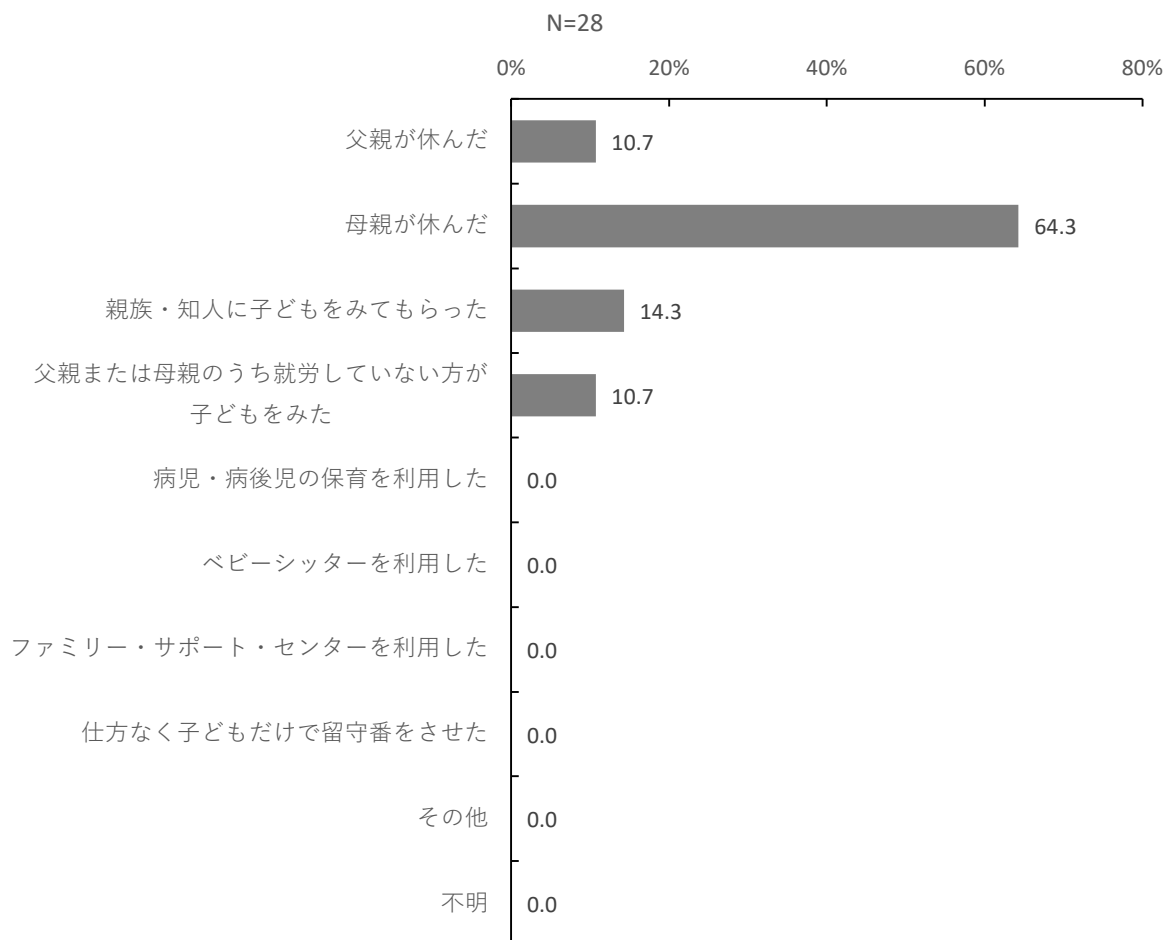


○その時の対処方法

「母親が休んだ」が64.3%で最も多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が14.3%、「父親が休んだ」「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が10.7%となっています。

また、対処するための方法ごとの年間日数をみると、「母親が休んだ」と「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」では「10～19日」が最も多い回答になっており、「父親が休んだ」「親族・知人に子どもをみてもらった」では「2～5日」が多くなっています。

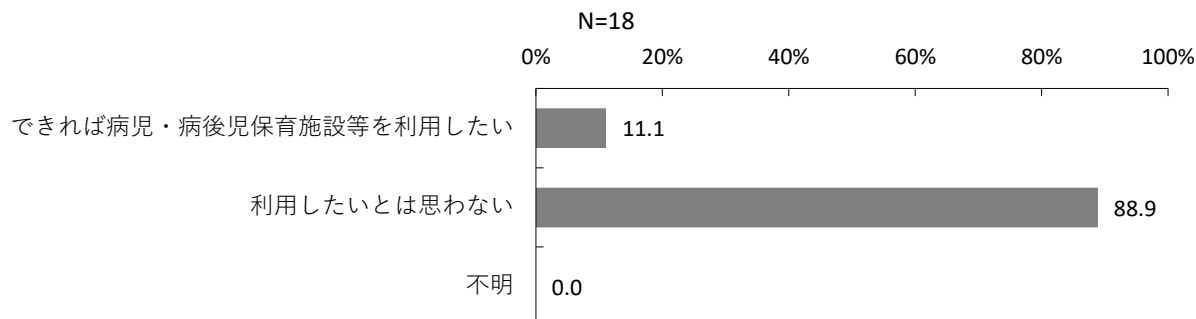
■ その時の対処方法 ■



○病児・病後児保育施設の利用意向

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 11.1%となっています。希望する日数を尋ねたところ、「10～19日」が 100.0%となっています。

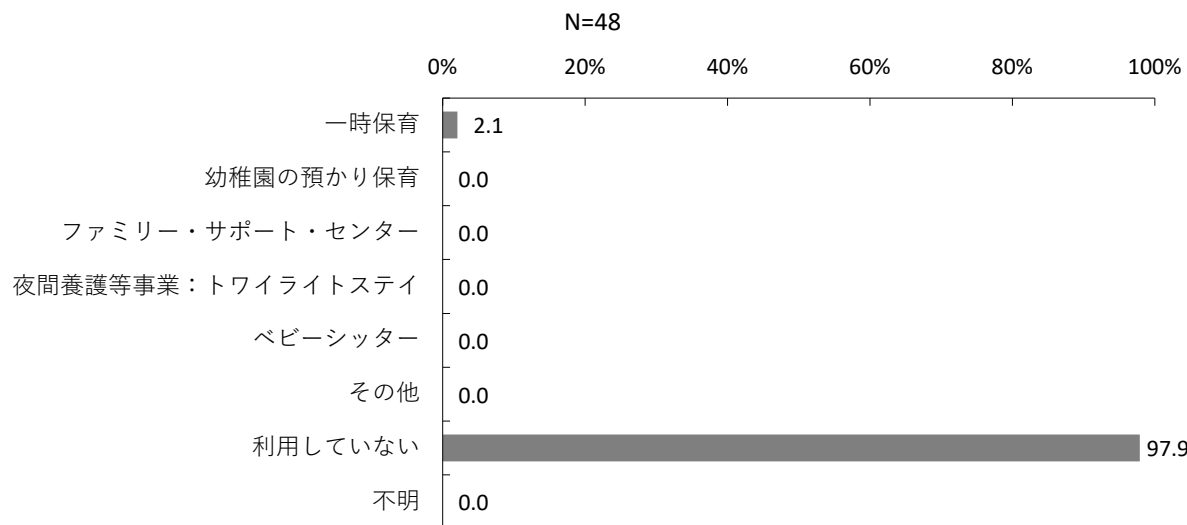
■病児・病後児保育施設の利用意向■



④不定期の教育・保育事業について

○私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している事業
「利用していない」が 97.9%で多数を占めています。

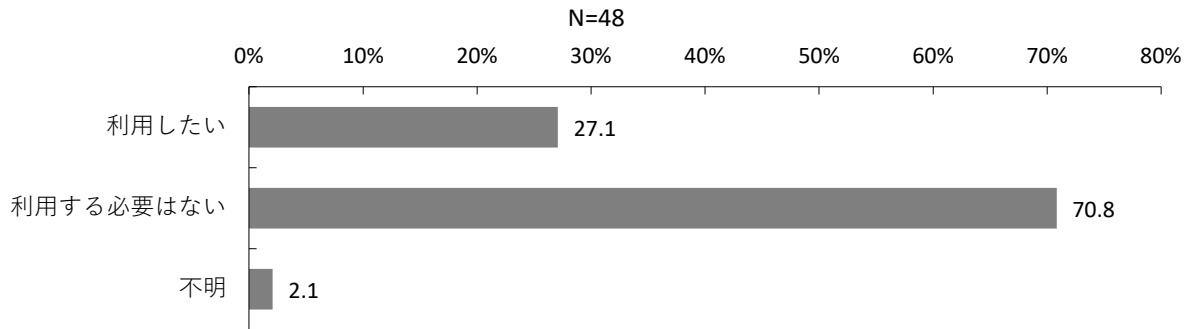
■私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している事業■



○今後の不定期な事業の利用意向

「利用する必要はない」が70.8%で最も多く、次いで「利用したい」が27.1%となっています。

■今後の不定期な事業の利用意向■

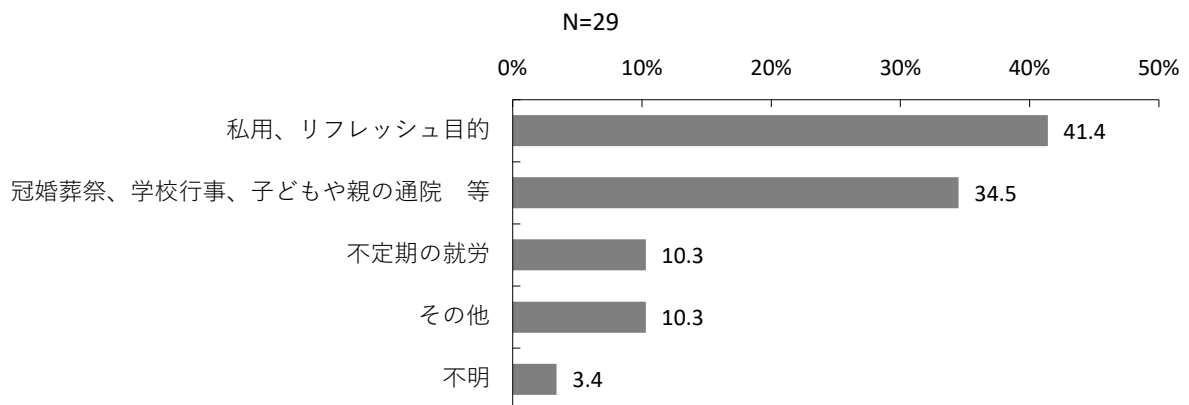


○事業の不定期利用希望の理由

利用する理由としては、「私用、リフレッシュ目的」が41.4%で最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が34.5%となっています。事業の不定期利用希望の合計日数（年間）は、「10～19日」が38.5%と最も多く、次いで「20日以上」が30.8%となっています。

目的ごとの年間日数については、「私用、リフレッシュ目的」では「4～5日」が41.7%、「10～19日」が16.7%となっています。「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」は、「4～5日」が40.0%、「10～19日」が20.0%となっています。「不定期の就労」「その他」は、「4～5日」が33.3%となっています。

■事業の不定期利用希望の理由■



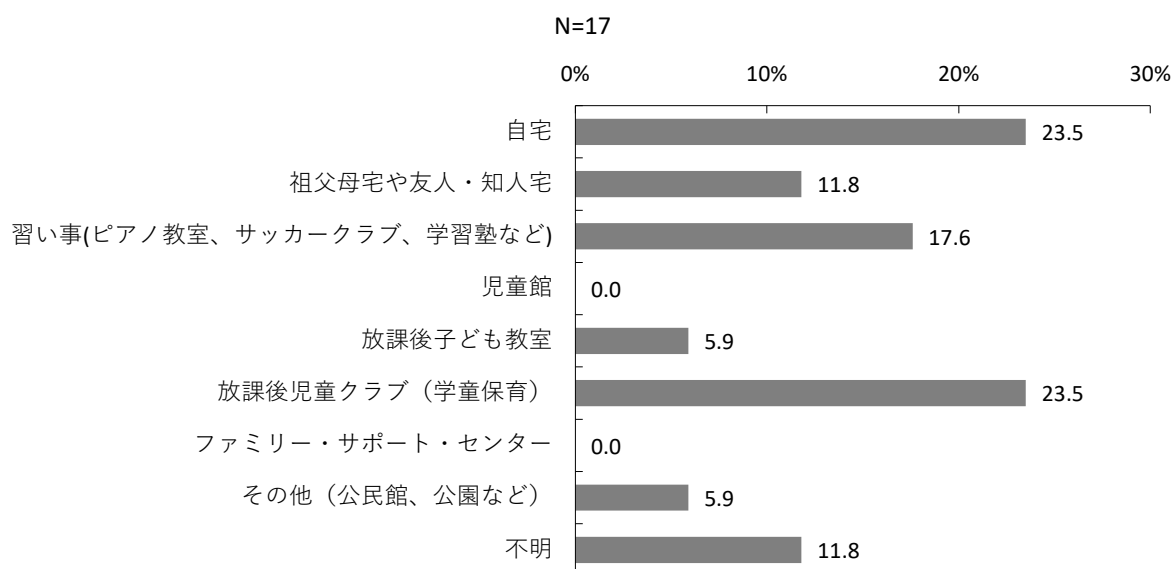
⑤小学校就学後の放課後の過ごし方

○低学年で親が希望する過ごし方

低学年では、「自宅」「放課後児童クラブ（学童保育）」が共に 23.5%と最も多くなっています。

また、放課後の居場所ごとの希望日数（週当たり）については、「自宅」では「2日」が 50.0%で最も多くなっています。「祖父母宅や友人・知人宅」では、「1日」が 50.0%となっています。「習い事」では、「2日」「3日」が共に 33.3%となっています。「放課後子ども教室」では、「1日」が 100.0%を占めています。「放課後児童クラブ」では、「3日」「5日」が共に 50.0%となっています。また、「放課後児童クラブ」と回答した人に下校時から何時まで過ごさせたいかを尋ねたところ、「下校～17時00分」が 50.0%と多数を占めています。

■低学年で親が希望する過ごし方■



○高学年で親が希望する過ごし方

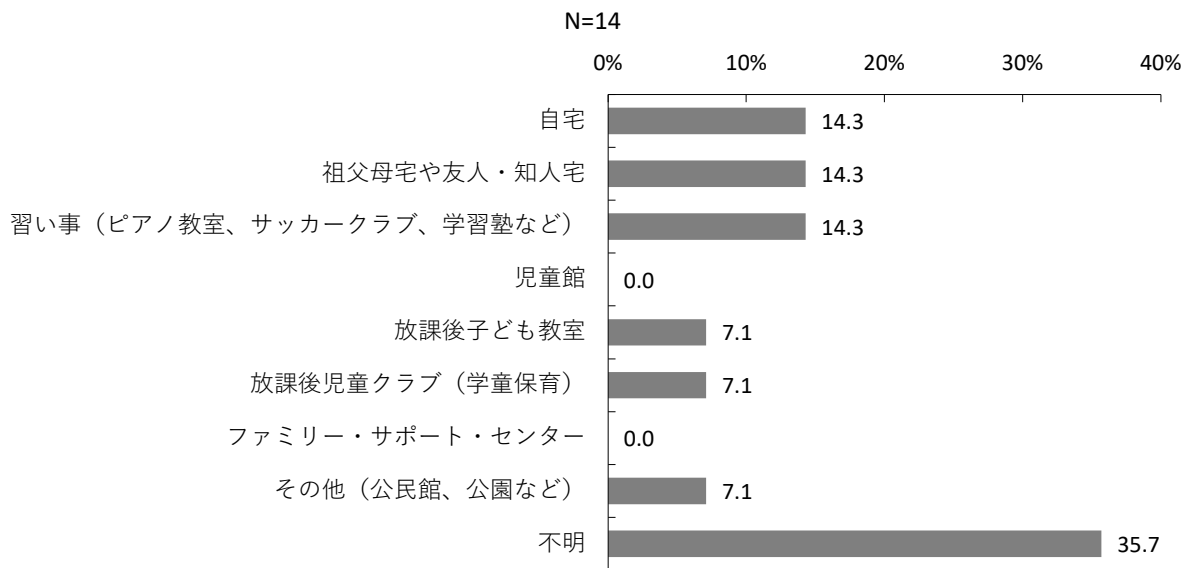
高学年では、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事」が共に 14.3%となっています。

また、放課後の居場所ごとの希望日数（週当たり）については、「自宅」では「5日」が 50.0%となっています。「祖父母宅や友人・知人宅」は、「2日」が 50.0%となっています。

「習い事」は、「3日」が 50.0%となっています。「放課後子ども教室」では、「1日」が 100.0%を占めています。「放課後児童クラブ」は、「3日」が 100.0%を占めています。

また、「放課後児童クラブ」と回答した人に下校時から何時まで過ごさせたいかを尋ねたところ、「下校～17時00分」が 100.0%を占めています。

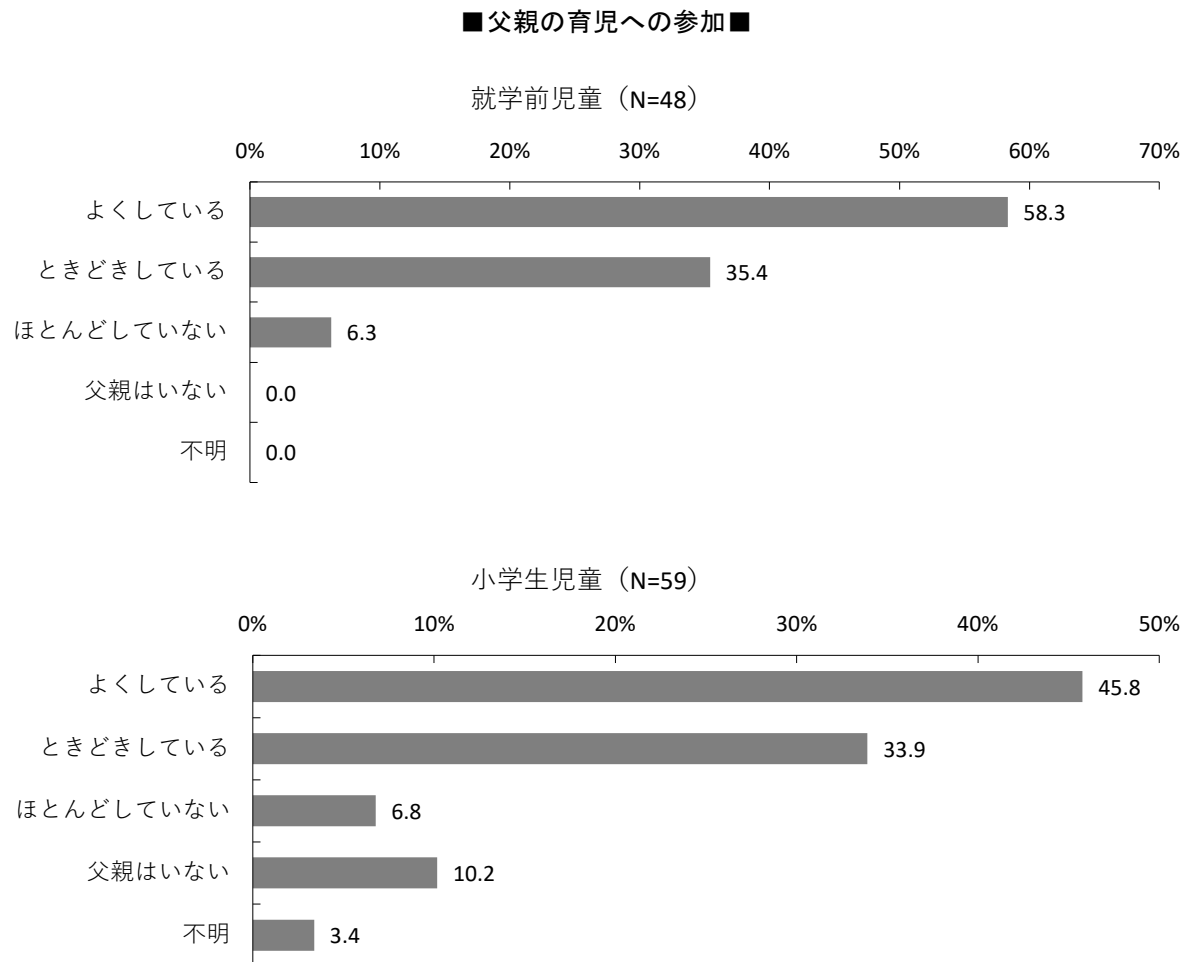
■高学年で親が希望する過ごし方■



⑥子育ての実態について

○父親の育児への参加

就学前児童及び小学生児童の父親の育児への参加は「よくしている」が最も多く、次いで「ときどきしている」となっています。

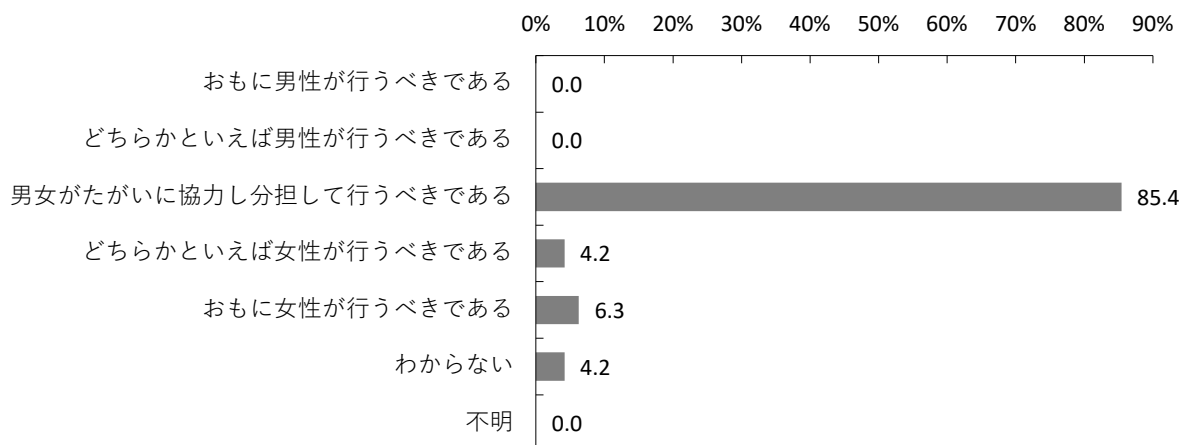


○家庭での家事分担

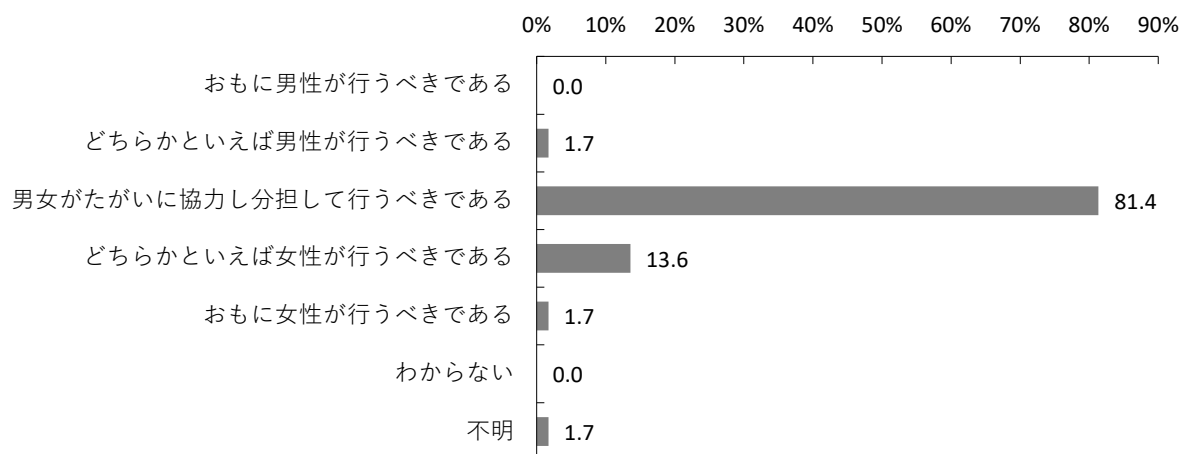
就学前児童及び小学生児童の家庭での家事分担は「男女がたがいに協力し分担して行うべきである」が最も多くなっています。

■家庭での家事分担■

就学前児童 (N=48)



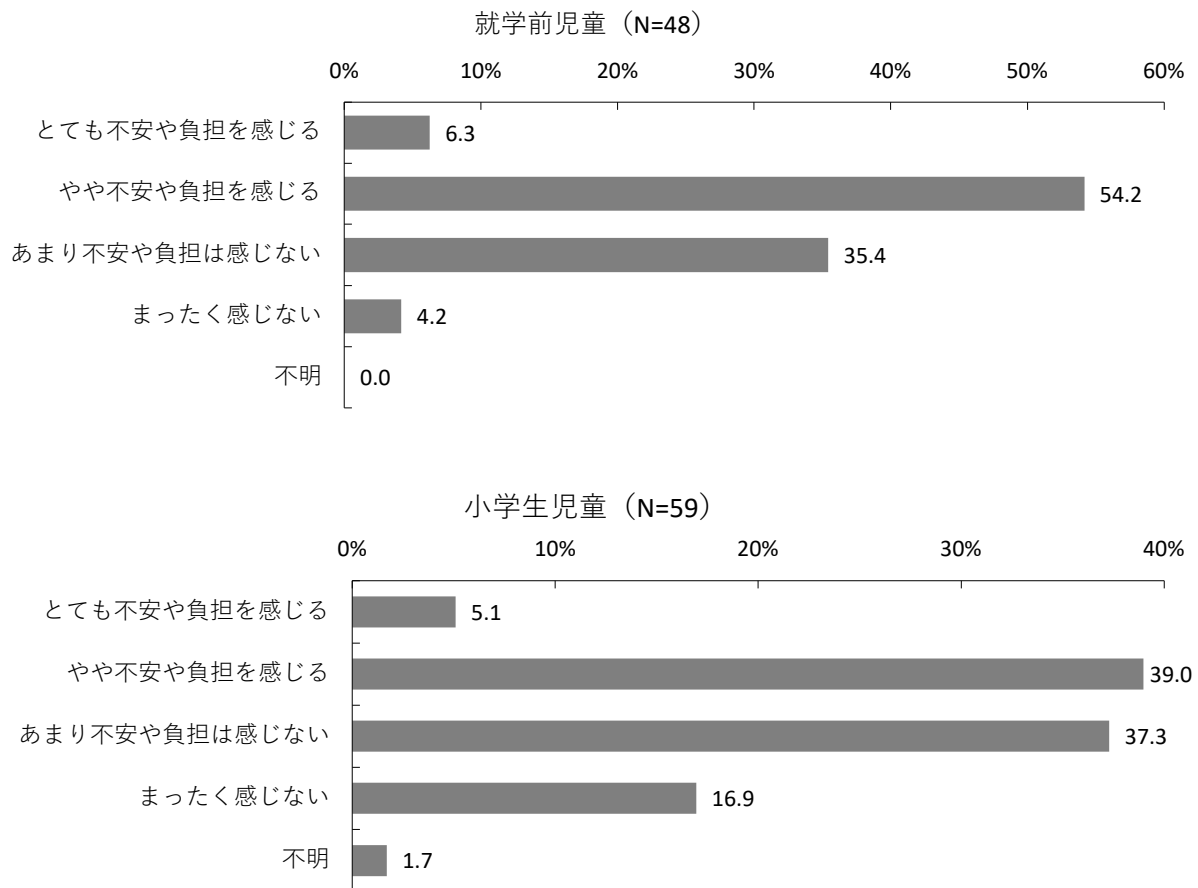
小学生児童 (N=59)



○子育てに関する不安や負担

就学前児童及び小学生児童の子育てに関する不安や負担は「やや不安や負担を感じる」が最も多く、次いで「あまり不安や負担は感じない」となっています。

■子育てに関する不安や負担■



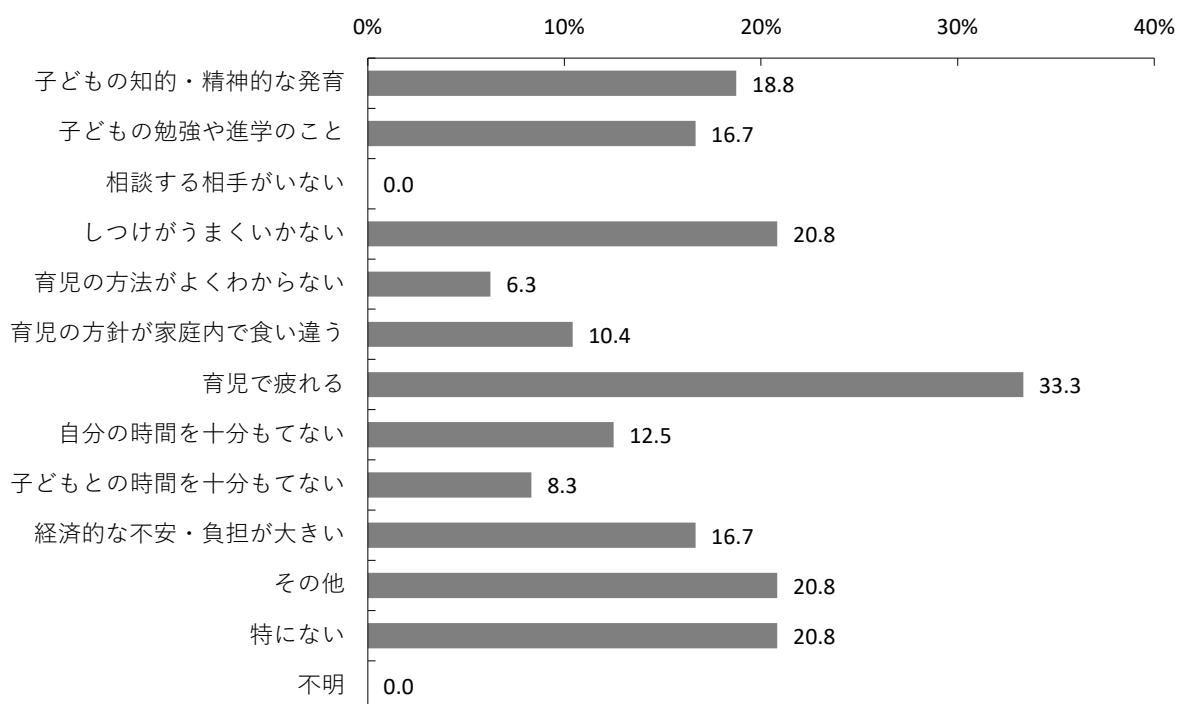
○子育てに関する悩み

就学前児童の子育てに関する悩みは「育児で疲れる」が33.3%と最も多くなっています。

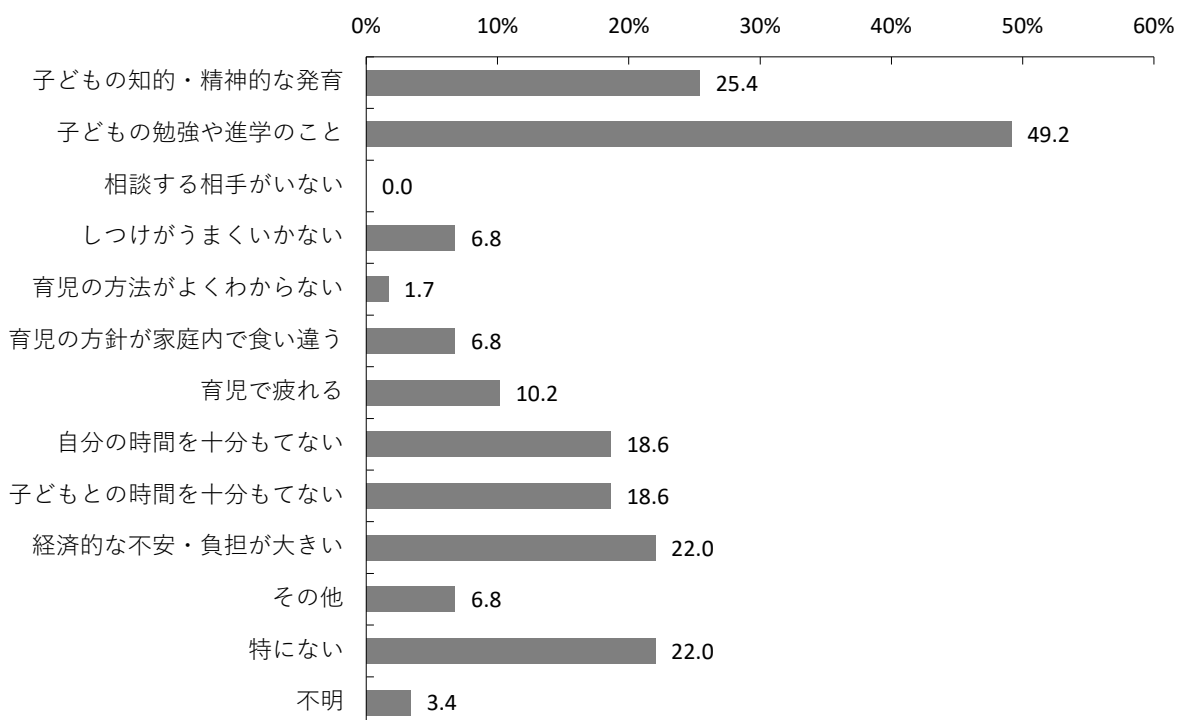
小学生児童の子育てに関する悩みは「子どもの勉強や進学のこと」が49.2%と最も多くなっています。

■子育てに関する悩み■

就学前児童 (N=48)



小学生児童 (N=59)



○自由意見

「本町の子育て環境についてのご意見、ご提案をお書きください。（自由記入）」への回答

〔就学前児童の保護者から〕

- ・ 公園をもっと充実してくれたらいいなと思う。隣町の公園まで行ったりしているから陸別にももうちょっと楽しい公園があれば隣町からも陸別の公園に遊びに来る人も増えると思う。
- ・ 緊急の用事ができた時や通院の必要がある時など、あずけ先がなく困ることがあります。小さな子供を安心してあずけられる場や人材を早急に探し出すべきかと思います。親せきが町内にいないと、自力で預け先を見つけるのは困難です。また、小さな子供を連れて集まれる場所も少ないと感じます。2人目の子供を望んでいても、預け先がないことで、妊娠中の体調不良や通院、入院中の対処などに不安があり、迷ってしまうこともありました。町内で、人材探しをするのは難しいと思いますが、善処していただけると大変嬉しいです。
- ・ 難しいかもしれませんが、小児科があると嬉しいです。
- ・ 保育所入所対象を1歳以上に引き下げてほしい。/保育ママの確保と補助額の増/一時預かりの実施（親の通院等の際、必須！！）
- ・ 保育所の入所年齢を引き下げて欲しい。現在、働かなくてはならない状況だが、預け先がない為、就労できずにいます。先日、知人の職場にお手伝いに行く機会があったが、子どもの場所見知り/人見知りもあり3時間ほどおんぶした状態で労働していました。（事務、清掃、商品の上げ下ろし等）3～4時間でも預けられたらな・・・と思いました。今の陸別町では難しいかもしれませんが、利用したい人は結構いると思います。今後も若いお母さんやシングルの方、地方から来て親元を離れている方も増えると思うので、対応を考えてほしいです。
- ・ 超少子高齢社会で子供の人数が少なくなっていく陸別町でも他町村にはないアイデアで「陸別で子育てがしたい」「移住したい」と思ってもらえるサービスが必要だと思う。交通の利便性や買い物などの物資調達の利便性を考えても他町村よりは圧倒的に条件の悪い町だからこそ、住環境だけでも魅力的な条件を出して行かないと人は集まってこないと思う。子育て世代に盛り上がりが無ければ町全体が廃れる。
- ・ 1歳児から保育にて預かって欲しいです。また、病気や通院など一時保育が無いのが現状。とても困ってます。

〔小学生児童の保護者から〕

- ・ 陸別町の職場は基本的に休みが少ないので母親の負担が多く頼る人がいない家庭は夫が休みがないと困るので陸別町自体が休みやすい環境を作って欲しい。土・日休みは基本にして欲しい。買い物する場所もないに等しいので大変。
- ・ 子どもがぜんそくを持っていて、町外の小児科に通っており、体調をくずして自分が、たまたま仕事を休めず、仕方なく診療所を受診したところ、同じような薬を出してほしいを頼みましたが出してもらえず、結局その後仕事を替わってもらい町外の小児科に行き薬をもらった。時間がもったいなかったのでそれなら、最初から小児科に行けばよかったと思いまし

た。そういう事が多々あり、子供が体調を崩したとききちんとした対応をとってもらえない事が残念です。今は子供も大きくなってきたので病院にかかる事は少なくなってきましたが、冬など小児科に何回もかかるのはとても大変です。小児科があると行きやすいです。無理な話だと思いますが。子供も少なくなっているのが難しいですね。

- ・ 子育てを優先できる職場での就労なので急な休みなど対応していただける事も利便性ではあります。全ての職場がそうであるとは思いませんが、この町での環境を理解いただいたの就労なのでとても助かっています。何かあった時のご近所の方が子供を見守り、手助けしていただけるのでとても生活しやすいです。あたたかい見守りで子どもたちも安心して生活できます。
- ・ 隣町に入院中の親族がおり、診察・リハビリの付き添いやオムツ等の買物を週 1~2 回しており、その時だけでも学童に入れてもらいたいが、就労ではないため難しいと他の案内をされました。小学生以外にも就学前の子が2名おり、延長保育をお願いしたり、時間まで学校や公民館で待ってもらったりして今のところどうにかしていますが、勉強等もみていただくと聞いたので、学童に入れたらなと思います。
- ・ 前回のアンケートも記入しましたが、ほぼ何も変わらないなかのアンケート、残念に思う。少人数しかいない地域なので、アンケートが書きにくい人もいます。子育ての意見は、アンケートではなく、個々や色々な団体があるので、そこで十分聞き取れるのではないかと思います。
- ・ 未満児保育を充実させてほしい。せめて、1 才からの保育所入所を希望します。安心して、子育てできる環境をつくれれば、子を生む人もふえると思います。未満児保育の年令がひきさがらしないと、仕事をつづけたい母は、なかなかふみきれないので。若者が安心して、生活環境づくりをしていかないと、人口は、増えません。
- ・ 温水プール、スポーツジム、図書館、小さくても体育館、全て一体になった建物を建てて欲しい。現在あるものは古かったり冬使えない、狭くて使えない、暗い、清潔感がない、開放的でない、制約が多い、安全でないのが大変多いです。子育て支援等の言葉はよく聞きますが、お母さん達の意見はあまりきいていないのではないのでしょうか。こういったアンケートも参考にしているのか甚だ疑問に感じます。
- ・ 他町のような児童会館があるとよい。週2回の学童保育を利用しているが、週2回と月料金（週5日）が同じで、負担が重い。利用する時だけ料金を払う児童会館のようなシステムがあると嬉しい。緊急の時（葬儀の手伝い等）に学童に登録していない子供の行き場がなくなってしまう。長期休みの時に両親が働いていると、子供だけで留守番している家庭も多い。昼ご飯を提供してもらえる場所があれば、大人の目のある所で過ごすことができるのでは…子供の学力の差が大きい。基本だけでも底上げできるような放課後こども塾があるとよい。
- ・ 何でも無料にすればよいというものではない。子どもカフェも1回10円でもいいから徴収してほしい。子どもたちに受益者負担ということをお知らせしてほしいと思う。子どもに関することは割と無料ですと言っていることが多いが、子どもたちにも、このお金（予算）はどういう出処なのか考えさせることをしないと、簡単に安易に何でも思い通りになると思う人間に育つのではと危惧している。本町の子育て環境の水準はかなり低いと感じる。大人の意識が低いから当然ともいえる。帯広などの都市部に比べると20年程時代遅れであると感じる。施策を考える人たちがわかっていないのだと感じる。長い目でみて物事を考えてほしい。いつも小手先の事業ばかり。形だけ今風に整えても中身がないから何も良くならない。いつも同じ人の話しか聞かないから、何をやっても変わらないのではないかと感じている。

出産祝金を受け取った世帯のどのくらいか、その後も本町で生活しているのか知りたい。そのお金はもっと違うところに使うことが出来ると思う。皆が祖父母が近くにいる環境で子育てできる訳ではないことに、いつ気づくのだろうと思っていた。繰り返しになるが、何も無料、ということが住民のため、子どものためだと思っているのだとしたら、それは大きな間違いである。

- ・ ①保育所に入所していない子どもたちの一時預かり施設の開設。②1才からの保育所入所制度の開設。①については、今や実施していない自治体のほうが少数と思われます。母親の通院時といった公的な理由ならず、リフレッシュ機能としても必須と思います。②については、母親の「働きたい」の理由には、目下、経済的な理由がほとんどではないかと想像します。また、養育力に欠ける家族も確実に存在するので、そのような家族に代わって保育所が養育する機能も必須と思います。保育ママ制度もありますが、なり手の少なさと、保育ママの待遇を見るに、時給に換算するとかなりの低額であり、ブラックな印象です。
- ・ 他町より引っ越してきましたが、とても子育てがしやすい環境に大変感謝しております。只、小学生のうちは身体の成長が著しく、毎年、この町の寒さに備える靴や、防寒具の出費は、暖房代等と合わせると家計的に切迫した事態にもなり、苦しく感じます。子育て世帯への灯油負担の軽減策や、小学校での衣服等のリサイクルマーケット開催、同時に中学校制服のリサイクル（年に数回しか着ない制服に対して高額な出費と感じます）又、小・中学生への防寒具購入に対する一定割負担等の対策をお願いしたいです。滑らず、温かな靴一足買うにも、車の燃料代を何千円もかけて行かなければならないこの町特有の子育て対策をお願いします。
- ・ 子供は小学校以上となりましたが、あまり小さな子供のためのイベントは少ないような気がします。（加えてあそび場など）みどりの広場に少し遊具はありますが、小さな子には少し大きいし、ブランコなども足が届きません。小学校内にはいろいろありますが、平日は使用できなく、平日のあそび場がないように思われます。町内に薬局ができましたが、介護の品が多いようで子供のための物はあまり少ないように感じました。またインフルエンザなど病気の時に、薬局までくすりを取りに行くのが、やはり大変では…と思います。（子供も親も）
- ・ 病後児保育は、以前他の町で利用した事があります。シルバーの方に子供をあずかっていただいた事も沢山ありました。仕事を休む事ができなかったのととても助かりました。今は実家におり、子育てを優先する事ができていますが、陸別町にも困っているお母さんがいるのではないかと思います。気軽に子供をみてもらえる子供カフェの様な場所が増えると嬉しいです。
- ・ 北見まで直行バスをつくってほしい。もっと短い時間で北見まで行けるようにしてほしいです。
- ・ 病院が遠くなるので、学校へ行くのが、困難な時もあり、週1でも良いので専門の医師による診療ができると良いと思う。
- ・ 公園の施設や放課後、子供達が自由に遊べる所を充実して欲しいと思う。公園は、あるが、まわりが道路に囲まれている事が多く、ほぼ、ボール遊びが出来る環境が整っているとは思えないので。助け合いは大切だが、小さい子、大きい子...一緒に同じ空間では遊べる様に整備されていない。

（注：原文のまま掲載しました。）

4. 子ども・子育て支援の課題

国の指針でいわれている、子どもたちの育ち及び子育てをめぐる環境と陸別町の子育て環境を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画の大きな二つの課題それぞれに対応するとともに、関連する課題にも取り組んでいく必要があります。

☆ 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

○母親の就労状況について前回のニーズ調査と比較すると、就学前児童並びに小学生児童共にパート・アルバイト・フルタイムのいずれかで就労している方が増えているため、教育・保育施設の計画的な確保に努めるとともに、多様化する教育・保育ニーズに対し、きめ細かく柔軟な対応が求められています。

○子どもが病気やケガで、教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法については、「母親が休んだ」が6割超を示しているため、病児とその家族を支える取組を進めていく必要があります。

○就学前児童保護者の放課後児童クラブの利用意向について低学年では、自宅利用とともに、放課後児童クラブ（学童保育）が2割を超えています。こうしたことから、今後も子どもが安心して放課後の時間を過ごすことができる場所づくりを進めるとともに、体制の充実を図ることが求められています。

☆ 家庭・地域の子育て支援の充実

○地域の実情に応じた提供体制を充実させる検討が必要です。

○子どもの健やかな育ちを等しく保証するためには、障がい児や発達が気になる子など特別な支援が必要な子どもに対し、一人一人の状況や発達に応じた支援が必要です。

○核家族化、子どもの減少や近隣との関わりの希薄化等により、子育て家庭や子どもと地域住民が関わる機会が減ってきています。地域で子どもや子育て家庭の状況を理解し、関心を深め、地域全体で子育てを支えていくことが必要です。

第3章 基本的な考え方

1. 計画の基本理念

陸別町の子ども・子育て支援事業は、

し☆ば☆れ☆の郷で、すくすく!のびのび!
地域みんなで子育て支援のまち りくべつ

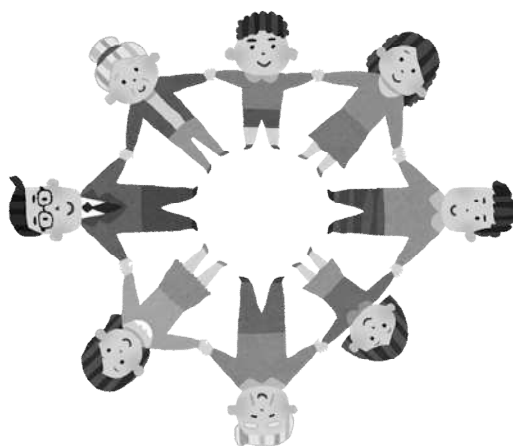
を基本理念とします。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針における、子ども・子育ての意義に関する事項では、「子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力である。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。」としています。

全ての子どもたちは、大きな夢と希望を持って生まれてくるとともに、次代を担う大切な存在です。その子どもの権利や幸せは、最大限に尊重され、守らなければなりません。

全ての子どもたちが、健やかに育つためには、保護者が笑顔で、喜びや生きがいを感じながら安心して子どもを産み育てられる社会環境の充実が必要です。

陸別町総合計画の基本目標「支えあいで心と身体の幸せをつくるまち」に基づき、地域全体で支えあい、子育て支援を推進していくまちを目指します。



2. 計画の基本的な視点

陸別町の子ども・子育て支援事業の目指す方向性として、次の3つを基本的な視点と定めます。

【基本理念】

☆子どもが育つ環境づくり（子どもの健やかな成長の支援）

☆子育てしやすい環境づくり（家庭における子育て支援）

☆子育てを地域全体で支える地域づくり（地域や企業など社会全体での支援）

（1）子どもが育つ環境づくり（子どもの健やかな成長の支援）

子どもは、一人一人がかけがえのない存在として大切にされ、権利等が尊重されなければなりません。子どもの健やかな成長は、社会全体の願いであり、子ども自らが多くの人々との関わりや様々な経験を通して、喜びを実感しながら、次代を担う自立した大人へと成長するという長期的な視野と子どもの視点に立った取組を支援します。

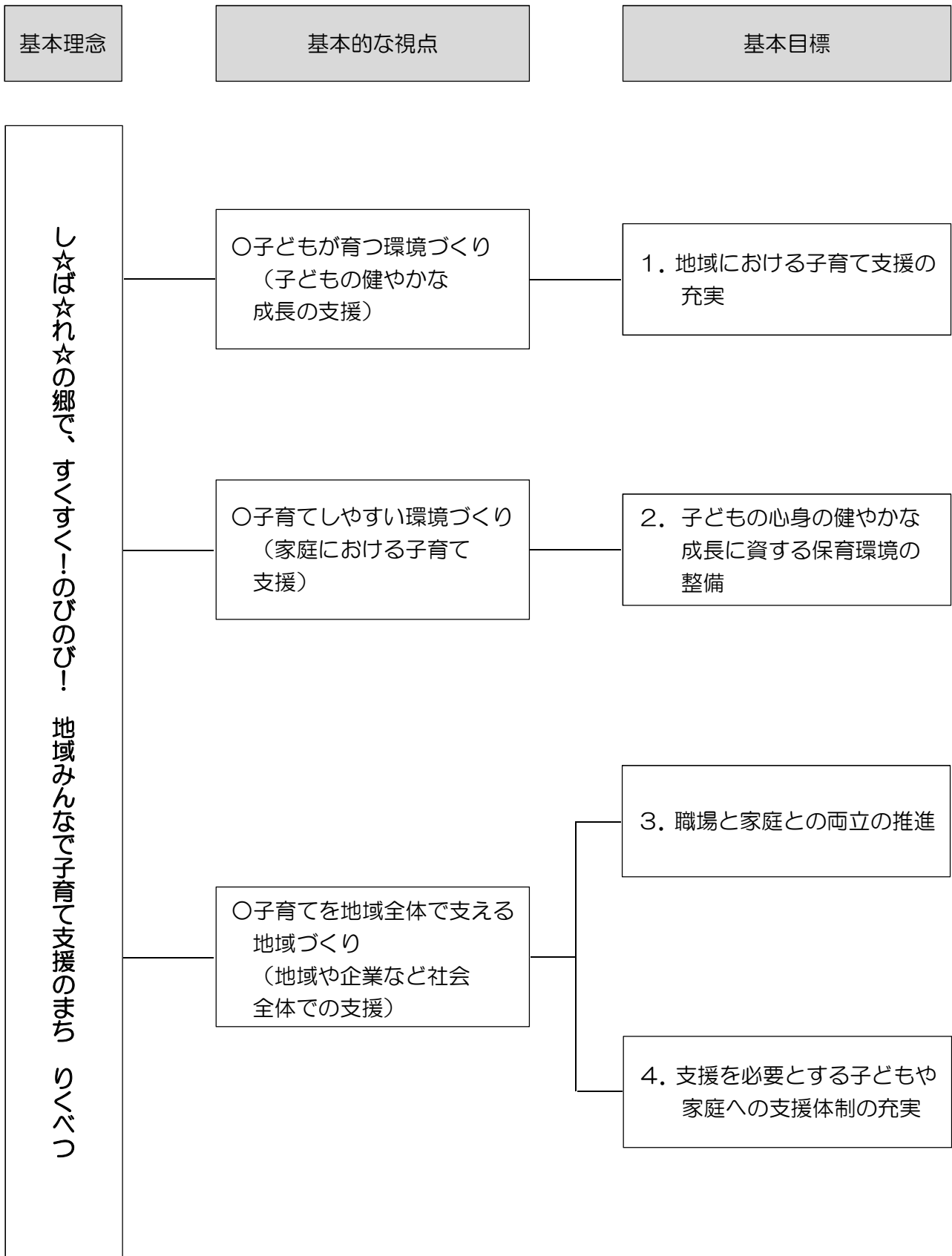
（2）子育てしやすい環境づくり（家庭における子育て支援）

全ての世代に影響を与える少子化や人口減少が進む中、多様化した個別ニーズに対応するとともに、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化などの問題を踏まえ、子どもを産み育てる男女が協力して家庭を築き、子育てに喜びや生きがいを感じながら、子育てを通して親も成長する環境づくりを支援します。

（3）子育てを地域全体で支える地域づくり（地域や企業など社会全体での支援）

次代を担う子どもの成長は、社会にとっても大切な存在であり、子育てしている家庭だけの責任ではなく、社会全体で支援する必要があります。子どもが成長していく姿を地域で見守るため、地域や企業など社会全体で子育てを支援します。

3. 計画の体系



第4章 子ども・子育て支援の取組、事業

1. 子ども・子育て支援の取組における基本目標

かつて「子ども・子育て」は、「女性のもの」、「家庭の問題」と位置づけられていましたが、今では、我が国の将来を左右する大きなテーマになっています。子育てを社会全体で応援するためには、仕事と家庭の両立や、産後の休業や育児休業後における切れ目のない支援や、子どもに関する専門的な知識・技術に関する北海道との連携などの取組を充実させる必要があります。こうした取組を推進するに当たり、本計画の基本理念、基本的な視点を基に4つの基本目標を設定します。

基本目標1 地域における子育て支援の充実

親や子どもの保護者は、子育てについて第一義的責任があり、子どもが健やかに成長する上で家庭の果たす役割は最も重要です。子どもは、家族との触れ合いを通じて、基本的な生活習慣等を身に付けていきます。

近年、少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、異年齢や世代間での交流の機会が減少し、また、家庭や地域の子育て力の低下が指摘される中、地域がそれぞれの役割を果たし、かつ、互いに連携して、地域社会全体で子どもを見守り育てていくことが重要となります。

保護者が子育てについての責任を果たすとともに、子育ての権利を享受することができるよう、保育の充実や子どもと向き合える環境づくり、また、親の成長を支援し、親子同士の交流や子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所を確保し、地域全体で子ども・子育て支援を進めるための様々な取組を進めていきます。

基本目標2 子どもの心身の健やかな成長に資する保育環境の整備

子どもが健やかに成長するためには、子どもの権利が最大限に尊重されることが基本になります。その上で、乳幼児期の愛着形成、幼児期的人格形成の重要性を踏まえ、発達に応じた質の高い保育の安定的な提供により、「豊かな心」と「健やかな身体」を育む必要があります。少子高齢化や経済のグローバル化など、生活に大きな影響を与える社会変化に適切に対応し、たくましく生き抜くためには、個人や社会の多様性を尊重しつつ、幅広い知識や教養、柔軟な思考力で新しい価値を創造し、他者と協働する能力を獲得しなければなりません。

子どもたちが個性や能力を開花させるためにも、家庭や地域社会の教育機能の向上と、保育環境の整備に努め、子どもが自ら学び、自ら考え、自らの意志で行動できる「生きる力」を、子ども一人一人の特性に合わせて身に付けることができるよう支援します。

基本目標3 職業と家庭との両立の推進

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭の増加とともに非正規雇用労働者の割合についても増加傾向にあります。仕事と家庭を両立することができ、それぞれのライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらします。仕事と生活を調和するために、職場での働き方や家庭で担う役割など、生活環境の整備や、心の豊かさが継続できるように取り組む必要があります。

基本目標4 支援を必要とする子どもや家庭への支援体制の充実

社会・経済環境の変化に伴い、子育て家庭を取り巻く環境が変化しています。子育てに対する負担や不安・孤独感の高まりは、子どもの健やかな成長・発達を妨げるだけでなく、生命をも脅かす児童虐待を引き起こす要因になります。障がい児支援については、「陸別町障がい福祉計画」と密接な連携が必要であり、母子・父子家庭が抱える経済的・精神的な負担に対する支援のほか、全ての子どもが地域の中で、その個性が認められ豊かに暮らせることが重要です。また、本町においては、保育所において、保育を必要とする心身に障がいのある児童の集団生活への適応及び児童相互の健全な成長、発達を促すための保育を行っています。

子どもは、いかなる状況にあっても等しく尊重され、健やかな育ちが保障されるとともに、配慮や支援が必要な子どもや家庭に対し、必要な支援等が適切に届くよう支援体制の充実を図るほか、子どもに関する専門的な知識と技術を有する関係機関等との連携などについても推進を図ります。

第5章 教育・保育提供区域の設定

1. 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法では、本計画の策定に当たり、「教育・保育を提供する区域」を定め、「区域ごとの見込み（必要利用定員総数）」や「確保方策」、「実施時期」を記載することとなっています。

内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、小学校区域単位、中学校区域単位、行政区単位等、地域の実情に応じて区域を設定することができることになっています。

しかし、本町の場合、へき地保育所、小学校、中学校がそれぞれ町内に一つであることから、教育・保育区域の設定は「陸別町全域を1区域」とします。

2. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

(1) 陸別町における教育・保育提供区域

| 施設区分 | 区域設定 | 考え方 |
|---------------------|-------|---------------------------------|
| 認可外保育施設 (へき地保育所) | 陸別町全域 | 教育・保育の区域設定については、陸別町内1区域を基本とします。 |



(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

※各事業の性格から陸別町全域を基本とします。

| 11事業 | 提供区域 | 考え方 |
|--|-------|----------------------------------|
| 利用者支援に関する事業 子どもの親又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等 | 陸別町全域 | 教育・保育施設の活動の一環であるため、陸別町内全域とする。 |
| 地域子育て支援拠点事業 子育て支援センターにおいて、子育て中の親子の交流・育児相談等 | 陸別町全域 | 現状の提供体制、利用状況を踏まえ、陸別町内全域とする。 |
| 妊婦健康診査 妊婦が定期的に行う検診費用を助成する事業 | 陸別町全域 | 現状どおり、陸別町内全域とする。 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 こんにちは赤ちゃん事業 | 陸別町全域 | 現状どおり、陸別町内全域とする。 |
| 養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援 | 陸別町全域 | 現状どおり、陸別町内全域とする。 |
| 子育て短期支援事業（ショートステイ） 保護者が疾病など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う | 陸別町全域 | 現時点で事業の実施はしていないが、今後の推移をみながら検討する。 |
| 子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施 | 陸別町全域 | 現時点で事業の実施はしていないが、今後の推移をみながら検討する。 |
| 一時預かり事業 一時的な保育を行う事業 | 陸別町全域 | 現時点で事業の実施はしていないが、実施の際は陸別町内全域とする。 |
| 時間外（延長）保育事業 延長保育・休日保育 | 陸別町全域 | 現時点で事業の実施はしていないが、今後の推移をみながら検討する。 |
| 病児・病後児保育事業 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院等の付設の専門スペース等で一時的に保育する | 陸別町全域 | 現時点で事業の実施はしていないが、今後の推移をみながら検討する。 |
| 放課後児童健全育成事業（学童保育所） 共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与え、健全育成を図る | 陸別町全域 | 現状どおり、陸別町内全域とする。 |

第6章 教育・保育施設の充実

1. 量の見込の算出方法

本事業計画における事業量を推計するに当たり、推計人口とニーズ調査から導き出されたサービス利用意向を基に、計画期間におけるニーズ量を算出しました。

(1) 算出項目

①教育・保育施設及び事業

| | 対 象 事 業 | 対象年齢 |
|---|---------------------------|-------|
| 1 | 1号認定（認定子ども園及び幼稚園） | 3歳～5歳 |
| 2 | 2号認定のうち、幼稚園利用希望の家庭 | 3歳～5歳 |
| 3 | 2号認定（認定子ども園及び保育所） | 3歳～5歳 |
| 4 | 3号認定（認定子ども園及び保育所＋地域型保育事業） | 0歳～2歳 |

②地域子ども・子育て支援事業

| | 対 象 事 業 | 対象年齢等 |
|----|--------------------|-------------|
| 1 | 地域子育て支援拠点事業 | 0歳～2歳 |
| 2 | 妊婦健康診査 | — |
| 3 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 0歳 |
| 4 | 養育支援訪問事業 | 0歳～15歳 |
| 5 | 子育て短期支援事業（ショートステイ） | 3歳～5歳、1～6年生 |
| 6 | 子育て援助活動支援事業 | 0歳～5歳、1～6年生 |
| 7 | 一時預かり事業 | 0歳～5歳 |
| 8 | 時間外（延長）保育事業 | 2歳～5歳 |
| 9 | 病児・病後児保育事業 | 0歳～5歳 |
| 10 | 放課後児童健全育成事業（学童保育所） | 1～6年生 |

2. 幼児期の教育・保育の量の見込と提供体制

保育の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込（必要利用定員総数）」を設定するとともに、設定した「量の見込」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めました。

■認定区分■

| 認定区分 | 定 義 |
|------|--------------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども |
| 2号認定 | 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども |
| 3号認定 | 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども |

【量の見込】

| | | 令和2年度 | | | | 合計 |
|----------------|---------------|--------|----------|----|------|-----|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | | |
| | | 3歳～5歳 | 3歳～5歳 | 0歳 | 1・2歳 | |
| | | 学校教育のみ | 保育の必要性有り | | | |
| 量の見込（必要利用定員総数） | | 0人 | 40人 | 0人 | 10人 | 50人 |
| 確保の内容 | 認可外保育施設 | 0人 | 70人 | 0人 | 20人 | 90人 |
| | 企業主導型保育施設の地域枠 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

| | | 令和3年度 | | | | 合計 |
|----------------|---------------|--------|----------|----|------|-----|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | | |
| | | 3歳～5歳 | 3歳～5歳 | 0歳 | 1・2歳 | |
| | | 学校教育のみ | 保育の必要性有り | | | |
| 量の見込（必要利用定員総数） | | 0人 | 28人 | 0人 | 10人 | 38人 |
| 確保の内容 | 認可外保育施設 | 0人 | 70人 | 0人 | 20人 | 90人 |
| | 企業主導型保育施設の地域枠 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

| | | 令和4年度 | | | | |
|----------------|---------------|--------|----------|----|------|-----|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | | 合計 |
| | | 3歳～5歳 | 3歳～5歳 | 0歳 | 1・2歳 | |
| | | 学校教育のみ | 保育の必要性有り | | | |
| 量の見込（必要利用定員総数） | | 0人 | 30人 | 0人 | 10人 | 40人 |
| 確保の内容 | 認可外保育施設 | 0人 | 70人 | 0人 | 20人 | 90人 |
| | 企業主導型保育施設の地域枠 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

| | | 令和5年度 | | | | |
|----------------|---------------|--------|----------|----|------|-----|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | | 合計 |
| | | 3歳～5歳 | 3歳～5歳 | 0歳 | 1・2歳 | |
| | | 学校教育のみ | 保育の必要性有り | | | |
| 量の見込（必要利用定員総数） | | 0人 | 32人 | 0人 | 8人 | 40人 |
| 確保の内容 | 認可外保育施設 | 0人 | 70人 | 0人 | 20人 | 90人 |
| | 企業主導型保育施設の地域枠 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

| | | 令和6年度 | | | | |
|----------------|---------------|--------|----------|----|------|-----|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | | 合計 |
| | | 3歳～5歳 | 3歳～5歳 | 0歳 | 1・2歳 | |
| | | 学校教育のみ | 保育の必要性有り | | | |
| 量の見込（必要利用定員総数） | | 0人 | 34人 | 0人 | 8人 | 42人 |
| 確保の内容 | 認可外保育施設 | 0人 | 70人 | 0人 | 20人 | 90人 |
| | 企業主導型保育施設の地域枠 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

【確保方策】

陸別保育所は認可外保育所ですが、特例給付（特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域）に該当する特例地域型保育施設です。

現在は満2歳からの保育を行っていますが、今後は保育対象年齢の拡大（年齢引き下げ）に向けて準備を進めていきます。

【幼児教育・保育無償化への対応】

令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化は、幼児教育・保育の重要性や負担軽減を図る少子化対策の観点から実施される取組であり、この円滑な実施に努めます。

| 施設種別 | 対象となる子ども | 内容 | |
|---------------------------------------|--|--|---|
| 幼稚園 | 3～5歳 | 新制度に移行している幼稚園は月額上限2.57万円として、利用料が無償化されます。 | |
| 認可保育園 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業 | 0～5歳 | 0～2歳は住民税非課税世帯を対象とし、3歳以上は全ての子ども利用料が無償化されます。 | |
| 施設等利用給付 | 子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園 | 3～5歳 | 新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されません。 |
| | 特別支援学校の幼稚部 | 3～5歳 | 3～5歳の就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障がい児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償化されます。 |
| | 認可外（無認可）保育園 | 0～5歳 | 保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化され、0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。 |
| | 預かり保育事業 | 3～5歳 | 保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。 |
| | 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業 | 0～5歳 | 特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。 |

陸別保育所は特例地域型保育として、上記の地域型保育に該当します。さらに独自の助成策として3歳未満の課税世帯も無償とすることで全利用者の無償化を実現しています。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と提供体制

(1) 利用者支援に関する事業

【事業の概要】

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、情報集約と提供を行う。また、子どもや保護者から利用に当たっての相談に応じ、適切なサービスを選択し円滑に利用できるよう必要な情報提供・助言を行うこと、関係機関との連絡調整等が主たる事業内容です。現在、本町では実施していません。

【確保方策の考え方】

現在の窓口対応にて充足していると考えています。ただし、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)において、母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条の改正が行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」(法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。)が新たに規定され、市町村は同センターを設置するように努めなければならないこととされました。本町においてもセンター設置に向けて検討を行うものとしします。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

地域の身近な場所において、乳幼児親子が気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談等を行う事業です。本町では1か所で実施しています。

【量の見込と確保方策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込(年間延べ) | 680人 | 580人 | 480人 | 480人 | 480人 |
| 確保の内容 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

【確保方策の考え方】

保健福祉センター内に設置します。



(3) 妊婦健康診査

【事業の概要】

妊婦健康診査は、妊娠が正常に経過していることを確認し、胎児異常やハイリスク妊娠の早期発見、妊娠中に発症する各種合併症の発症予防等、母子共に健全な状態で、妊娠・出産を終えられるよう実施するものです。妊婦を対象とした個別健診を実施し、その診査費の一部を公費負担することにより、安全・安心な出産を支援しています。

【量の見込と確保方策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込 | 165回 | 117回 | 104回 | 104回 | 104回 |
| 確保の内容 | 165回 | 117回 | 104回 | 104回 | 104回 |

※量の見込については、人口推計に基づき算出しています。

【確保方策の考え方】

すべての妊婦に対し、公費による一部負担を継続します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

母親のメンタルヘルス支援を重点において、おおむね生後1か月までの乳児を持つ家庭を対象に、保健師が「こんにちは赤ちゃん事業」として家庭訪問指導を実施しています。

【量の見込と確保方策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込 | 13人 | 9人 | 8人 | 8人 | 8人 |
| 確保の内容 | 13人 | 9人 | 8人 | 8人 | 8人 |

※量の見込については、人口推計に基づき算出しています。

【確保方策の考え方】

全戸訪問を実施します。

また、産後ケア事業の実施に向けて準備を行います。

(5) 養育支援訪問事業

【事業の概要】

乳児家庭全戸訪問事業の結果に基づき、養育支援が必要と考えられた家庭に対しては、専門的な訪問指導を継続的に実施します。

【量の見込と確保方策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| 確保の内容 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |

【確保方策の考え方】

ケースが発生した場合は、関係機関と十分に連携し、速やかに実施できる体制づくりに取り組みます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業の概要】

保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上的の理由により、児童の養育が困難となった場合等に、保護を適切に行うことができる児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。現在、本町では実施していません。

【量の見込と確保方策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |
| 確保の内容 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |

【確保方策の考え方】

事例が発生した場合は、児童相談所と連携して、実施に向けて検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業の概要】

「子育ての手伝いをしたい人（提供会員）」と「子育ての手助けがほしい人（依頼会員）」からなる相互援助活動について連絡・調整を行い、子育て支援を行う事業です。現在、本町では実施していません。

【量の見込と確保方策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |
| 確保の内容 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |

【確保方策の考え方】

現在、必要とするニーズはありませんが、今後町民からのニーズが出てくれば、検討を進めていきます。

(8) 一時預かり事業

【事業の概要】

家庭において一時的に保育ができなくなった乳幼児について、施設等で一時的な保育を行う事業です。現在、本町では実施していません。

【量の見込と確保方策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |
| 確保の内容 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |

【確保方策の考え方】

将来の潜在的ニーズに対応するため、陸別保育所に入所していない幼児を一時預かり事業の対象として、受け入れに向けて準備を行います。

(9) 時間外(延長)保育事業

【事業の概要】

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間を超えて預かりを行う事業です。現在、本町では実施していません。

【量の見込と確保方策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 確保の内容 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

【確保方策の考え方】

延長保育に対する潜在的ニーズがあると思われませんが、現在の枠組みの中で保育時間を延長する取り組みを行っていきます。

(10) 病児・病後児保育事業

【事業の概要】

病児・病後児について、病院の院内学級のスペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育等をする事業です。現在、本町では実施していません。

【量の見込と確保方策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |
| 確保の内容 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |

【確保方策の考え方】

本町内において実施可能な施設がないことから、町外施設の利用について、その方法や費用負担などを総合的に検討していきます。

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

【事業の概要】

保護者や同居親族の就労又は疾病等により、家庭が昼間留守等になる児童を対象に、授業の終了後など一定時間指導し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。本町は、教育委員会において1か所の学童保育所を実施しています。

新・放課後子ども総合プランの取組方針

○新・放課後子ども総合プランに沿って、小学校に就学している全ての児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう努めます。

○教育委員会では、学童保育所のほかに、公民館において子ども居場所づくり事業「りくキッズルーム」を平成30年度から開設しています。

○学童保育所では平成30年度に完了した放課後工作体験教室「うらうたいむ」（放課後子ども教室に準じる事業）に引き続き、保護者の了解を条件として登所児童の「りくキッズルーム」への参加を認めるなどの連携を実施しています。

【量の見込と確保方策】

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量 の 見 込 | 1年生 | 4人 | 10人 | 8人 | 6人 | 4人 |
| | 2年生 | 11人 | 4人 | 10人 | 8人 | 6人 |
| | 3年生 | 12人 | 11人 | 4人 | 10人 | 8人 |
| | 低学年の合計 | 27人 | 25人 | 22人 | 24人 | 18人 |
| | 4年生 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| | 5年生 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| | 6年生 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| | 高学年の合計 | 6人 | 6人 | 6人 | 6人 | 6人 |
| 確保の内容 | | 35人 | 35人 | 35人 | 35人 | 35人 |

【確保方策の考え方】

平成27年度より、高学年（4年生～6年生）の受け入れを開始しましたが、これを継続するとともに、第8期社会教育計画（平成28年度～令和2年度、5年中期計画）に従い、「待機児童0名政策」を継続します。また、第9期社会教育計画（令和3年度～令和7年度）の策定においても、この政策を継続する方針です。

第7章 分野別施策の展開

本計画は、次世代育成支援後期行動計画の施策体系に基づく各事業を踏襲するとともに、以下のように事業を展開することとします。

基本目標1 地域における子育ての支援

基本施策(1) 子育て支援サービスの充実

| 番号 | 主な施策名 | 事業・施策内容 | 目標指標 |
|----|-----------------|--|------|
| 1 | 子育て支援センター事業 | 保健センター施設内において、子育てに関する相談や育児の情報共有等を行います。今後も、地域の子育ての拠点として、機能の充実に努めつつ、利用拡大に向けたPRにも努めていきます。 | 継続 |
| 2 | 保育ママ利用助成事業 | 就労等により家庭で子どもを保育できない保護者に対し、保育ママに預けた場合、保育料金の半額(上限4万円)を助成します。今後は、制度自体について検討していきます。 | 継続 |
| 3 | 一時保育事業 | 町内において一時的に子どもを預かる事業を実施するため準備を行います。 | 継続 |
| 4 | 子育て世代包括支援センター事業 | 妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を行うワンストップ相談窓口の開設に向けて検討します。 | 新規 |

基本施策(2) 保育サービスの充実

| 番号 | 主な施策名 | 事業・施策内容 | 目標指標 |
|----|------------------------------|---|------|
| 5 | 通常保育事業 認可外保育所 (へき地保育所) | 町立の陸別保育所は町内唯一の保育施設であることから、保育の必要性が認められた2歳以上の児童を保育します。今後は、配置基準に沿った保育士の確保に努めます。さらに、保育年齢の拡大に向けた準備を進めます。 | 継続 |

基本施策(3) 児童の健全育成の取組の推進

| 番号 | 主な施策名 | 事業・施策内容 | 目標指標 |
|----|------------------------|--|------|
| 6 | 放課後児童健全育成事業 (学童保育所) | 小学校施設の一部を利用しながら全学年を対象に事業を実施します。 | 継続 |
| 7 | 子どもカフェ事業 | 町内施設を利用して乳幼児・小学生が集う体験型フリースペースで飲食と学びの場を提供します。 | 新規 |

基本目標 2 母と子の健康の確保

基本施策（1） 子どもや母親の健康の確保

| 番号 | 主な施策名 | 事業・施策内容 | 目標指標 |
|----|-----------------|---|------|
| 1 | 妊婦健康診査 | 妊婦の健康診査を実施することにより、疾病、異常の早期発見・早期治療や保健指導を行います。 | 継続 |
| 2 | 乳幼児健康診査 | 乳幼児の発達・発育の確認及び疾病や障がいの早期発見と保護者への適切な支援を行うため、各健康診査を実施します。 | 継続 |
| 3 | 健康相談 | 毎月、乳幼児の発達・発育に関する健康相談を行い、育児の支援を行います（乳幼児相談）。 | 継続 |
| 4 | 新生児・乳幼児・妊産婦訪問指導 | 安心して妊娠・出産、子育てができるよう、全対象へ保健師の訪問による指導・産後サポートを行います。 | 継続 |
| 5 | 予防接種事業 | 国保診療所との連携により、必要な予防接種を実施し（町外医療機関も含む）ます。 | 継続 |
| 6 | 歯科保健事業 | 3か月ごとに乳幼児に係る歯科健診・指導及びフッ化物塗布を実施し、幼児・児童に係る歯科衛生士による歯科健康教育を実施します。 | 継続 |
| 7 | 発達支援専門員の招へい事業 | 1歳6か月・3歳児健診時に療育指導事業として、就学前の児童を対象に療育指導員及び言語聴覚士を招へいし、子どもの言葉や行動の問題を正しく把握します。 | 継続 |

基本施策（2） 「食育」の推進

| 番号 | 主な施策名 | 事業・施策内容 | 目標指標 |
|----|----------------|--|------|
| 8 | 乳幼児健康診査の際の栄養指導 | 3～4か月児健診事後指導として、全員に栄養の摂取指導及び適切な食習慣の確立に向けた援助・助言を行います。 | 継続 |

基本施策（3） 思春期保健対策の充実

| 番号 | 主な施策名 | 事業・施策内容 | 目標指標 |
|----|------------|---|------|
| 9 | 赤ちゃんふれあい体験 | 中学3年生を対象に、乳児と触れ合う体験を通して、子育ての喜びや命の尊さ、家族のきずなの大切さを感じ取り、親の役割を考える機会として実施します。 | 継続 |

基本目標 3 子どもの教育環境の整備

基本施策（1） 次代の親の育成

| 番号 | 主な施策名 | 事業・施策内容 | 目標指標 |
|----|---------|---|------|
| 1 | 体験・交流事業 | 小学生対象の「夏休み自然講座・ラフティング」、小学校6年生を対象とした「冒険・体感 in とうきょう」、中学2年生を対象とした「中学生等海外研修派遣事業（カナダ）」等を通して、仲間意識の形成、社会的マナーを身に付け、子どもの社会性の発達に役立てます。 | 継続 |

基本施策（２） 家庭教育への支援の充実

| 番号 | 主な施策名 | 事業・施策内容 | 目標指標 |
|----|-----------|--|------|
| 2 | 家庭教育学級・講座 | 学校やPTAとの連携により家庭における養育機能の向上を図るため、家庭教育講座の開催を推進します。 | 継続 |
| 3 | 世代間交流の促進 | 子どもを産み育てることの意義を理解し、家庭の大切さを理解できるようにするため、小学校1年生及び2年生が保育所の年長組と異年齢交流を行います。 | 継続 |

基本目標４ 子どもの安全の確保

基本施策（１） 安全教育の推進

| 番号 | 主な施策名 | 事業・施策内容 | 目標指標 |
|----|--------|--|------|
| 1 | 交通安全教室 | 毎年、7月に町民全体を対象とした「交通安全住民の集い」を通して、交通弱者である子ども等を交通事故から守るため、交通安全に対する啓もう活動を実施していきます。 | 継続 |

基本施策（２） 防犯・防災計画の推進

| 番号 | 主な施策名 | 事業・施策内容 | 目標指標 |
|----|-----------|--|------|
| 2 | 緊急避難場所の確保 | 市街地店舗等の協力のもと、子どもが駆け込むことができる「子ども110番の家」を設置し、子どもを犯罪から守るため、更なる防犯対策を推進します。 | 継続 |

基本施策（３） 有害対策の推進

| 番号 | 主な施策名 | 事業・施策内容 | 目標指標 |
|----|---------------|---|------|
| 3 | 有害図書・有害情報 | 有害情報は、子どもに対する悪影響が懸念されるため、北海道青少年健全育成条例に基づき、警察や各種関係機関と連携して、有害環境の浄化を推進します。 | 継続 |
| 4 | 喫煙・飲酒・薬物防止等活動 | 児童生徒の発達段階はもとより、将来における健康で安全な生活を送るために、保護者への正しい知識の普及・啓もうに努めます。 | 継続 |

基本目標５ 支援を必要とする家庭への取組

基本施策（１） 児童虐待防止対策の充実

| 番号 | 主な施策名 | 事業・施策内容 | 目標指標 |
|----|--------------|---|------|
| 1 | 要保護児童対策地域協議会 | 「陸別町要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待の予防対策・早期発見・早期対応のため、児童相談所及び各学校並びに各関係機関との連携促進を図ります。 | 継続 |

基本施策（２） ひとり親家庭等の自立支援の推進

| 番号 | 主な施策名 | 事業・施策内容 | 目標指標 |
|----|-----------------|--|------|
| 2 | ひとり親家庭等に対する相談体制 | 母子家庭等のひとり親家庭は、経済的・社会的に不安な状態にあるため、それらの状況を把握するとともに、必要時には、家庭相談員等との連携を図りながら、子どもの貧困対策についても支援の充実を図ります。 | 継続 |

基本施策（3） 障がい児施策の充実

| 番号 | 主な施策名 | 事業・施策内容 | 目標指標 |
|----|------------|--|------|
| 3 | 児童発達支援センター | 足寄町の「児童発達支援センターあゆみ園」が障がいのある児童等の通所支援事業を実施します。施設を利用しながら、日常的な相談・指導が受けられるように連携強化に努めます。また、将来的には町内に「子ども発達支援センター」を設置することを目指します。 | 継続 |



第8章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進

本計画の推進に当たっては、行政のみならず、教育・保育施設関係者や学校、子ども、子育てに関わる関係機関、企業、町民などとの横断的な連携のもと、各施設について、取組を進めるとともに、子どもが「陸別町」に生まれ育ったことに誇りを持てるよう、子どもの視点に立った施策を目指します。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応するとともに、新たな課題への取組や、子ども・子育て支援に関する様々な施策について推進します。

2. 計画の進行管理

本計画に基づく施策を推進するため、「陸別町子ども・子育て支援会議」において、事業計画に基づく事業の実施状況や、これらに係る点検・評価を行います。

また、利用者の視点に立ち、PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）に基づき、評価等を行うとともに、計画全体の進行についても管理を行い、施策の推進や改善につなげていきます。



